
平成27年 第4回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成27年12月8日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成27年12月8日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君

総務課長	石井 好貴君	会計管理者	田辺 敏文君
市民協働推進課長	楠原 康成君	企画財政課長	金子 好治君
税務課長	宇野 弘君	徴収対策室長	段野 弘美君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
保健課長	増岡 寿君	福祉事務所長	秦 克之君
住環境建設課長	高瀬 智君	農林振興課長	熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長			野鶴 修君
水資源対策室長	高木新一郎君	学校教育課長	内藤 一成君
浮羽市民課長	清原 隆之君	自動車学校長	今村 一朗君

午前9時00分開議

○事務局（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、前日に引き続き、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。11番、櫛川正男議員の発言を許可します。11番、櫛川正男議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） では、改めまして、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、通告により質問をいたします。

初めに、筑後川堤防の拡幅工事について、お伺いいたします。

9月に発生いたしました関東・東北豪雨災害、死者8人、重傷者7人、軽傷者42人、家屋の全壊24棟、半壊12棟、一部破損94棟、床上浸水7,280棟、床下浸水1万2,035棟という甚大な被害が出ております。亡くなられた方の御冥福と被災された方のお見舞いを衷心より申し上げます。

特に被害が大きかったのは茨城県の常総市、鬼怒川堤防の決壊により甚大な被害が出たことは連日の報道を見て御存じだと思いますが、避難所を27カ所開設し、1,006人の方が避難されたそうであります。堤防が決壊したとき、どれだけ甚大な被害をこうむるか、よくわかりましたので、あの決壊を教訓にして、筑後川堤防の拡幅をしていただきたいと同時に、田主丸から先です、片側1車線の2車線道路に拡幅されております。今現在、久留米市合川のところが一部工事中ではありますが、あとは、うきはかなと思いますが、拡幅工事の計画はあるのか、

お伺いをいたします。

(2) 堤防が決壊したとき——想定でございますけれども、そのときの避難計画はあるのかをお伺いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、筑後川堤防の拡幅工事について、大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、堤防拡幅工事の計画についての御質問であります。筑後川につきましては、平成18年7月に策定された筑後川水系河川整備計画に基づき、順次、国において河川改修が行われているところであります。うきは市内の堤防区間につきましては、河川整備計画に定める目標に対して安全性が確保されているということから、当面、堤防拡幅の工事予定はないと国から聞いているところであります。

それから、2点目が、堤防が決壊したときの避難計画についての御質問であります。筑後川に関する当市の水防計画につきましては、国土交通省筑後川河川事務所が定めています基準水位観測所における災害発生の危険度に応じた基準水位に基づいた対策を講じることとしております。具体的には、市内に1カ所設置されております荒瀬水位観測所の水位状況を監視しながら対応しているところであります。

筑後川の基準水位は、水防団待機水位3.4メートル、氾濫注意水位5.0メートル、避難判断水位5.9メートル、氾濫危険水位6.3メートル、計画高水位10.43メートルに設置されていますが、計画高水位の10.43を超えると、低い堤防からの越水や破堤の危険性が高まることとなります。平成24年7月の九州北部豪雨においては、荒瀬水位観測所の最高水位が7.41メートルを記録しております。

堤防が決壊したときの避難計画についての御質問であります。現在の避難計画は決壊のおそれがあるときを想定し、うきは市地域防災計画に基づき対処しているところであります。避難情報につきましては、避難判断水位に到達し、今後の天候の悪化が予想される場合に、避難準備情報の発令、また、氾濫危険水位に到達し、天候の悪化が予想される場合は避難勧告、さらには計画高水位に到達した場合は避難指示を発令することとしております。

以上、申し上げました内容につきましては、避難所の一覧、筑後川が氾濫した場合に想定される浸水する範囲の深さを示す地図、浸水が発生した場合の垂直避難の方法等とあわせて、うきは市総合防災マップに記載しており、平成27年6月に全戸配布を行っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 現在のところ、堤防の拡幅工事はないということでございますけれども、ちょうど鬼怒川——茨城県の鬼怒川の決壊したところ、現場には行ってませんけれ

ども、テレビで見る範囲は、余り幅も筑後川と変わらないのではないかというふうに思ったところでございます。やっぱりあれを見て、一番思い浮かんだのが、あの筑後川の堤防が決壊したときは、かなりの被害が出るなど心配をいたしましたので、ぜひ、これを機に拡幅工事をしていただくように働きかけはできないかどうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま答弁させていただいた筑後川の拡幅については、河川管理者——国土交通省サイドの意向として答弁をさせていただきました。もう一つの視点は、道路管理者、あの堤防道路が市道と兼用道路になっております。そういうことで、道路管理者うきは市としての要望もございますから、その点につきましては、筑後川未来空間形成推進期成会、これ、久留米広域圏のメンバーとして結成されている期成会でございますけれども、こちらのほうで堤防の2車線化等については、毎年、要望活動をやっておりますので、議員御指摘のように、うきは市内においても、2車線化になったところもありますけれども、まだ未整備状況等については、この期成会を中心に要望活動をしているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 鬼怒川は、たびたび洪水を起こすと。そういったことから10年前に国交省が、大雨が降ったときのシミュレーションをしております。そのシミュレーションした映像がテレビに流れたんですけれども、それを見て皆さん感じたと思いますが、そのシミュレーションと同じようなところが、今回、決壊しているわけですね。そして、被害状況も、シミュレーションと同じように被害が出ているということでございます。それを受けまして、あそこの堤防は強化しなければならぬだろうと、そういうことで、数年後には堤防の強化をするための工事を行うことになっていたという報道でございました。そのため、インターネットを見ますと、国交省は怠慢だと、そういう非難中傷の書き込みが掲載されております。また、ある意味では、行政は市民の生命と財産を守ると、これが、大きな役割がございます。その観点から言えば、やはり堤防の強化を早くするべきだというふうに思います。

また、別の角度から見れば、国交省が示したシミュレーション、このシミュレーションの正確さも、言い方は悪いんですけども、証明されたのではないかという感じがありますので、できれば筑後川上流付近から、うきは付近まで、大雨が降ったときのシミュレーションをぜひ国交省にさせていただきたいというふうに思いますが、そういうシミュレーションができるかどうかですね、していただけることができるかどうかをちょっとお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、このたび鬼怒川の決壊等により、常総市を中心に関東・東北地方に甚大な被害が発生をいたしました。この教訓を受けて、先般、国土交通省の筑

後川河川事務所の所長以下、幹部の皆さんが私のところにお見えになって、新聞でも報道されたところではありますが、意見交換をさせていただきました。やはりポイントは、首長である私の避難判断が一番重要なことですので、そういう面におきまして突っ込んだ意見交換をしました。

その中で、議員御指摘の、もし筑後川が決壊、あるいは決壊しなくても、越水、越流をしたときの浸水被害状況について断片的なシミュレーションの意見交換をしました。私としては、もっともっと詳細なシミュレーションがいただけないかというようなお願いもしたところでもあります。

そしてまた、私どもが今、想定をしている中では、先ほど答弁させていただきましたように、うきは市総合防災マップの中にシミュレーションの形態をお示ししています。それだけではなくて、いろんなケースを想定した詳細なシミュレーションについて、今、所長のほうにも協力をお願いしたところでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 今度のあれでシミュレーションの正確さがわかったということで、やはり、ぜひ、それをやっていただいて、100ミリ降ったら、どのくらい水がいみるのか、200ミリ降ったら、どれだけいみるのか、300ミリ降ったら——どのくらいしたら堤防が決壊するのか、その辺のシミュレーションをしていただくと、どこの堤防が弱いのか、巨瀬川もありますし、筑後川ももちろんありますけれども、それによって、やっぱり堤防を強化する、そういう対策もとれるのかなという気がいたしましたので、これはぜひやっていただいて、そして、弱いところは早目に堤防の強化に努めていただきたいと思います。

それと、あと、道路の危険なところがいっぱいあるんですよね。あそこの原鶴温泉橋から来て、そして千年小学校に曲がる時、要するに、あそこの交差点、咸生閣から原鶴のほうに行くときが、約90度ぐらい回っているところが優先なんですよ。優先道路なんですよ。大石のほうから土手をずっと来て、なれた人はわかりますけれども、初めての人はどこが優先道路なのか、いきなりやっぱり筑後川土手に突っ切っていく人も結構見受けられます。あそこも事故が結構、起きているようでございます。通ると、車の破片がかなり散らばっていることが見受けられますので、あそこも堤防を拡幅していただければ、そちらのほうを優先道路にしたほうがいいのか。そして、咸生閣から来たほうを一旦停止にして、そういう危ない交差点もなくなるのかな。

それと、今度は、それをずっと行って中島のほうのところ——この道、何線か知りませんが、そこの市場の前を通過して土手に上がっていくときに、要するに堤防から久留米のほうに抜ける時が一旦停止なんですよ。ところが、バックミラーに映らないんですよ、死角になって。道路がですね。だから、首を左後ろに曲げても、なかなかよく見えなくて、あれが、草が生えれば特に見通しが悪いと。前は小さな鏡がありましたけれども、今、鏡もなくなっているよう

でございます。ですから、あそこも危ないんですよ。あれを拡幅することによって、若干、左に車が曲がるぐらいの、で、一旦停止できるぐらいの道にすれば、なかなか左右が見やすくなるのではないかというふうに思うわけでございます。

ですから、うきは市は、安心・安全のまちづくりとして、いろんなことに取り組んでおりますけれども、そういった危ない交差点は放置してるというのもいかなものかという気がいたします。放置しているわけじゃないでしょうけれども、手の打ちようがないのかどうかは知りませんが、やっぱり土手を拡幅することによって、そういった交差点も解消されるのではないかというふうに思いますので、これは期成会で取り組んでいくということでございますけれども、やはり早急に、やっぱり市長から国交省のほうにかけ合っていて、そして、こちらの熱意でやっぱり進めていただきたいというふうに思いますが、その辺、もう一度お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 堤防に関しましては、先ほどから答弁させていただいてますように、河川管理者としての本来の堤防維持管理と、そして道路管理者としての道路管理と。そして、今、議員が御指摘されているように、交通管理者としての交通管理ということで非常にふくそうしてしますので、なかなかややこしいところがあるんですが、御指摘の2カ所の区間につきましては、いずれも県道との兼用道路の堤防になっております。

先ほどから申し上げますように、筑後川未来空間形成期成会を介しまして、こちらの2車線化については、毎年、要望活動をさせていただいておりますので、今後も県に働きかけると同時に、堤防を管理しております国土交通省にも粘り強く要望活動を進めてまいりたいと思います。その結果で仮に2車線化が進めば、議員御指摘のように交通安全対策も同時に解決される道が出てくるのではないかと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 鬼怒川の堤防の決壊を本当に教訓にして、すぐにでも行動を起こすというのが大事なかなというふうに思いますので、しっかり対応をしていただきたいと思ます。

2番目に、社会教育施設について。

(1) 市民ホールと文化会館を解体し、合併特例債で市民会館を建設してはどうか。

(2) 歴史資料館の統合計画はあるのか。

(3) 旧東校跡地の活用計画はあるのか。

(4) 施設全体の統合及び建設計画を立ててはどうかということに対しては、きのうの答弁で公共施設等総合管理計画を28年度中に策定するというところでございました。しかし、その中で、市長の答弁では、早急に建設しなければならないものは前倒してでも建設したいという話をされ

ておりました。そのところで前倒しの根拠がよくわからなかったんですけれども、そうなりますと、28年度中にこの計画を策定するというようになっておりますけれども、今年度中にその計画は策定できないかですね。

それと、(5) 伝建地区内の福岡銀行から居蔵の館のところまで——これは常時です、イベントのときは歩行者天国にされておりますけれども、ここだけは常時、歩行者天国にしてはどうかと。関係者、商売されてある方は、あそこに車をとめてある方もおられますので、その関係者以外の車の進入禁止ということとはできないかをお尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、社会教育施設について、大きく5点の御質問をいただきました。まずは、通告に従った答弁をさせていただきます。

1点目が、市民会館の建設についての御質問であります。昨日の高山議員への回答と重複をいたしますが、うきは市民ホール、愛称かわせみホールが昭和56年、うきは市文化会館、愛称白壁ホールが昭和60年に竣工しており、老朽化対策も重要な課題となっております。うきは市行政改革推進委員会からは、1つの施設に集約するのが適当であり、維持する施設としては、うきは市文化会館が適当であるとの答申をいただいているところであります。

平成26年4月の総務省公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針に、公共施設の全体を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減し、最適な配置を実現するとありますので、この指針に沿って、現在、公共施設等総合管理計画の策定を進めておりますので、その中で具体的な対応について検討できればと、このように考えております。

2つ目が、歴史資料館の統合についての御質問であります。現在うきは市内には、浮羽歴史民俗資料館、吉井歴史民俗資料館、金子文夫資料展示館の3つの施設がございますが、各施設ともに老朽化による修繕が必要になっており、うきは市行政改革推進委員会からは、浮羽歴史民俗資料館に集約するのが適当であると答申をいただいているところであります。これらの施設につきましても、現在、策定を進めております公共施設等総合管理計画の中で具体的な対応について検討できればと、このように考えております。

3点目が、旧浮羽東高校跡地の活用計画についての御質問であります。旧浮羽東高校跡地については、当初、社会教育施設としての利用を視野に、平成24年度に県から購入をしたところがございます。購入後、市役所の関係部署により、浮羽東高等学校跡地活用検討委員会を設置し、現地調査を踏まえて検討を行う中で、校舎、体育館が耐震基準を満たしていないこと、体育館の屋根から雨漏りが数カ所発生していること、校舎西側の和室においてはシロアリ被害が床から柱に及び、甚大であること、また、電気を受け入れる変電設備が1カ所であり、校舎の一部、例えば

西側の比較的新しい研修棟のみに電気を供給する場合でも変電設備全体を改修しなければいけないこと、さらに下水道も新たに接続が必要になること等が確認をされました。

このような課題に対応するためには多額の費用がかかることから、現在の建物をそのまま利活用することは難しいとの判断に至りました。現在、旧浮羽東高校跡地につきましては、企業立地の候補地とすることが最も有効な活用方法であると判断し、企業誘致に向けた活動を行っているところでございます。

4点目が、施設全体の統合及び建設計画の策定についての御提案であります。御指摘のように、社会教育施設の中には老朽化している施設が幾つかございます。特に生涯学習センター、ムラおこしセンター、かわせみホール、白壁ホール、歴史民俗資料館等は維持修繕に多額の費用が必要となっておりまして。このような中、行政改革推進委員会からも、これらの施設については、統合や用途変更等の答申をいただいているところでございます。

現在、国からの通達により、各自治体では将来的な社会資本設備の更新に備え、公共施設等総合管理計画を策定しなければならないこととなっており、当市では企画財政課におきまして平成28年度までにこの計画を策定するよう、作業を進めている状況でございます。御質問の件については、この公共施設等総合管理計画の策定を踏まえて対応してまいりたいと考えております。

次に、5点目が、白壁通りの歩行者天国についての御提案でありました。

福岡銀行から居蔵の館に向かう道路は県道甘木吉井線で、通称白壁通りとして市民の皆さんに親しまれております。御提案いただいた歩行者のみが通行できる道路とは、道路法上の歩行者専用道路のことになりますが、道路法第48条の13に基づき指定できるのは、まだ供用開始がない道路または道路の部分となっております。したがって、既に供用されている道路を指定するためには、道路管理者である県が現在の道路の供用を廃止して、当該道路の他の部分と構造的に分離した歩行者専用道路として必要な工事を行い、供用開始の手続を行う必要があります。しかしながら、既に供用している道路では、当該箇所には道路交通法による交通規制がかぶっており、道路の利便性を考えると、白壁通りを歩行者専用道路とするのは現実的ではないのではないかと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榎川議員。

○議員（11番 榎川 正男君） （1）については、大胆な発言で批判も受けるかと思えます。市民ホールにしても文化会館にしても、現在、支障なく使われておりますので、大概の市民の皆様のご意見としては、このまま、まだ使えるじゃないかと。壊すのはもったいないという意見がほとんどかなという気がいたしますけれども、やはり、合併して行政が1つになって、似たような建物を2つ維持管理していかななくてはなりませんし、この10年後、どっち転んでも、今、築30年経過したところでございますので、10年後にはどうするかという大規模な改修工事が必

要になってくると思います。そういったときにどうするかという問題も、これは10年後ぐらいには出てきます。そうなる、合併特例債がせつかく5年延長になりましたので、この合併特例債を使ったほうが有利なんですね。ですから、合併特例債がまた延長になれば別ですけども、10年が5年に延長されたわけですから、もう延長はないかなという気もいたします。

そういったことから、やはりここは修理をしながら使って——2つとも使っていくのか、その毎年の維持管理費と、そして、ここで壊して、あそこの浮羽町のほうの歴史資料館ですか、あそこは大規模改修が必要になってきております。屋根が——改修工事が、ぶかぶかで雨漏りもしておりますので、こちらのほうは大規模改修するよりかは、やっぱり吉井の今、資料館のある東側にプールがあるんですよね。プールが今、活用されておられませんので、あそこにちょっと収納できるようなのを建て、こちらに移したのがいいかなということで、できれば解体して、市民ホールも歴史資料館も解体して、本当はあそこに市民会館を建てていただきたいと。できれば、市民ホールが800、それから文化会館が600——キャパがですね、ということで、どちらも興行をするにしても、ちょっと狭過ぎるという感じがしますので、できれば1,000を超すぐらいのキャパ数で、そして、のど自慢が来られるようなふうにしたらどうかなという気がいたします。

ですから、どうしても両方とも大規模改修が来るまで維持管理を使って、そして使用するのか。そのときに、じゃあ、また新たに、今度は1つにせんといかんでしょうけれども、そのときに、市民会館をつくる時に合併特例債が使えない一般の補助——国からの補助というのはあるんでしょうか。何か市民会館するとき、何かあれは公共何とか補助金というのがあったんですよね。あれ、ちょっとわかりません。若干あると思いますけれども、合併特例債のほうが有利ですので、ここは思い切ったらどうかという気がいたしますけれども、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、具体的な提案をいただきました。昨日も申し上げたんですが、いずれにしても非常に老朽化している公共施設をいっぱい抱えているこの課題については、市の大きな課題だというふうに認識をしております。

ことしが市制10周年——合併10周年という大きな節目の年でありますけれども、やはり合併のメリットというか、ちょっと言葉が適切かどうかはわかりませんが、合併のメリットということで施設の一体化というのがいつも議題に上がっております。そういう中で初めて、ことし、火葬場がうきは市内に2つあったものが1つになり、そして今、いろんな課題はあるんですが、保育所、保育園の統廃合を進めさせていただいておりますし、現に浮羽町区域の統廃合を着実に今、進めさせていただいているところであります。あとは、残された施設をどう一体化するか。

それから2つ目は、多機能化——複合化という言葉でもよろしいかと思いますが、1つの箱物を1つの目的だけでやるのではなくて、2つ、3つ、4つの目的を重ねた複合施設に持っていく考え方。

もう一つは、広域化。うきは市内だけで対応するのではなくて、近隣の市町村も巻き込んで、どう広域的に利用するか。

そして、最後に、ソフト化と私は申し上げているのですが、直接行政が行政のお金で行政の管理で箱物をつくるのではなくて、民間活力というか、民間の力を活用して、そっちのほうに切りかえる。例えば、きのう申し上げましたように、公営住宅なんかも、これは昭和の戦前、民間が育ってない中で公共施設として住宅施策をやってきてたんですが、今日、民間にすごく力が備わった中で、じゃあ、民間の建物に対して補助金を投げるという形で低家賃施策を遂行する、こういうソフト化。

以上、大きく言いますと4点の視点で統合管理計画を定めなくてはいけないというふうに考えております。

そのためには、この4点の視点は全て、うきは市民の皆さんに痛みを伴うものであります。今まで近くにあった施設が遠くなったとか、そういう問題が発生する話でありますので、非常にこの課題については時間を要するであろうし、本当にパワーを要する施策だと思っております。そういう面で、昨日も答弁させていただきましたように、総合管理計画を待たずに早く着手しないと、なかなかうまく進まないという意味で申し上げました。

議員のほうから、何か合併特例債以外に国の補助のメニューがないかという話があります。現時点では、この手の補助金というのはなかなかなくて、例えば今、進めてますのも、ソフトについては補助金があるんですけども、ハードについては補助金がないということですが、今日、地方創生の動きもありますし、今後いろんな国・県の動きが出てくると思いますので、常にアンテナを高くして、うきは市の財政負担はできるだけ少なくするような対応を図っていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） きのうの答弁で、その辺は十分理解をしたところでございますけれども、特に市民会館、文化会館になりますと大きな建物でございますので、これはちょっと早急に、10年の維持管理を2つとも継続しながら使った場合、どれだけ維持管理費がかかるのか。そして、そのときに、建てかえなければなりませんけれども、そのときの費用と。それと、この合併特例債で建てたほうがいいのか、その辺、1回ちょっと試算をしていただきたいというふうに思います。

それと、市民会館、文化会館、理想は浮羽町のほうに市民会館を建てていただきたいと、これ

が理想でございますが、やっぱり合併特例債に間に合わせないかんですね。そすと、5年延長ですから31年度まで延長になりましたので、ということは、31年度に建設が終わったかんといかんということでしょう。合併特例債を使うのであればですね。そうすると、解体して設計して建設まですると間に合うかなという心配もしております。そこで、旧東校跡地が今、何の活用計画もまだ立っていないようでございますので、思い切って東校跡地に市民会館を建てたらどうかと。ここも一緒かな。解体して設計して、ああ、一緒か。そっちのほうが早いかなという気はいたしましたけれども、そういう考えはないかどうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 具体の提案でございましたが、いずれにしても、現在、進めてます公共施設等総合管理計画の中で検討してまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） その管理計画の、28年度中で合併特例債に間に合うかどうか、えらい心配してはいますが、これを今年度中に前倒して策定はできないか、この答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 合併特例債の期限までに、そういった施設を完成可能かという御質問かと思っておりますけれども、施設によっては設計関係で約1年を要するケースがございます。次年度に着工というような形になろうかと思っております。そういったことを考えれば、2年は最低必要でございます。

そういったことから、平成28年度の予算で設計等をやるというのが一番理想かと思っておりますけれども、来年につきましては、市長選挙等もございますから、予定としては骨格予算という形で進めさせていただこうかと思っております。5月の市長選後、肉づけ予算という形になろうかと思っておりますので、そういった段階で、はっきりさせたいと思うところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 高木市長の人気のようございますので、また無投票かなという気がいたしますけれども、選挙しても、出られるんだと思っておりますけれども、何か言いますか。まあいいか。時間の都合上ですね。

この伝建地区内の福岡銀行から居蔵の館のところまで、イベントのときは歩行者天国になっております。この間、厚生文教常任委員会で施設をずっと見て回る機会がありました。そのときに、

たまたまでしょうか、福岡のほうから、町並み拝見ツアーか何かいうてバス2台で来られとったわけですね。35人、35人の2班に分かれて、鏡田屋敷から歩いて見学に行っておりました。そこに観光案内の人たちがずっとついて回っておりましたけれども、やっぱり結構車が来るんですね。やっぱり35人といっても、2列、3列に並べば、あそこ、幅員が狭うございますので、観光案内の人が、車が来ます、しょっちゅう言っているんですよ。ゆっくり見ることができないと。せっかく遠いところから来ていただいとるにもかかわらず、安心して見学もできないと、そういう状況があります。観光案内の方に聞きますと、年間やっぱり何万人か来ているという——見学ですね、来てるといってございまして、ここは道路も石畳ぐらいにして、そういう形状の道路にして、あそこだけはゆっくりちょっと見学していただくと。

この間、厚生文教常任委員会のほうで岡山の倉敷のほうに視察に行かせていただきました。あそこも伝建地区で白壁通りがあるんですが、それはそれは車がほとんど来ん、歩行者用道路だけには広過ぎるぐらいのゆったりとした、それで、年間、観光客が350万人は来てますということとでございまして。あそこまではならんでしょうけれども、せっかく見学に来ていただいた方に、ゆっくり白壁の昔の町並みをちょっと探索していただくという、やっぱりそのぐらいのあれはあっていいのかなという気がいたしましたので、これは県に言えば何とかかなりやせんだらうかと思っておりますので、その辺の働きかけをやっていただけるかどうかをちょっと伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 生涯学習課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（安元 正徳君） 先日、視察の折に議員の方が居蔵の館の視察をしていただきましたときに、ボランティアガイドの方が七、八十名の方を引率されたときのことだと思っております。

確かに当該地区につきましては、観光の施設のルートになっておりますので、そういう面は多々出ておりますが、この件の歩行者天国につきましては、通常のイベントでの場合も含めまして、行政の都合と地域住民というものがございまして、通常は歩行者天国になるのが商店街等でございます。地域住民の合意形成という、公共性ということが問われてまいりまして、商店街等につきましては、地域商店街の活性化等で行政と協議して、しておるケースもございまして、ただ、当地、この場所につきましては、そういう該当にはかなり難しい面がございまして。

行政として現在行っておりますのは、電線の地中化により、電柱の撤去により交通の安全の確保ということで、本来でしたら11月には電柱がなくなるよう、計画を県のほうがされておられましたけれども、NTTの交換機の都合でNTT柱がどうしても抜けられないということで、今現在12月いっぱい——本年中いっぱい抜柱ということで進めていただいております。歩行者天国までは、すぐにはかなり難しいと思っておりますが、地元の方及び観光客の方の安全確保という面で

は、少なからず電柱の抜柱が効果を奏するのではなかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） どっちにしても、生涯学習センター、それからムラおこし、それから吉井の自治会館とかですね、早急に方向性を見出さなければなりませんので、しっかりその辺はやっていただきたいと思います。

3番、自動車学校での免許取得教習についてお伺いをいたします。

少子化により入校者が少なくなってきております。これからも少子化のため、入校者がふえる要素は余りありません。運営が厳しくなってくるのではないかと憂慮するものであります。

そこで、どれだけ入校者がふえるかは未知数でございますけれども、免許が短期で取得できる合宿教習を始めたかどうかと思いますが、市長の見解を伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいまの自動車学校での免許取得教習について、免許取得のための合宿教習についての御提案であります。合宿教習は、うきは市周辺外の遠方の教習生が対象になるものであります。福岡県内の自動車学校では、少子化で教習生が減少する中、自動車学校間の教習生確保が激化することが想定されておまして、お互いに合宿教習を自粛しているところでございます。また、合宿教習は宿泊や食事などの施設の確保も必要であり、ある一定数の教習生が確保できなければメリットがないことから、現在のところ、合宿教習の実施については考えていないところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 決算特別委員会の折にもそういう話をしておりました。これは自粛してる、そういうような何か、合宿はしませんよというような協定を結んでいるわけではないでしょう。これ、その辺、どうしても合宿教習はできないのか、その辺ちょっと伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 自動車学校長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） あくまでも自粛でございまして、申し合わせ事項とか協定とか、そういったものはございません。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） その辺しっかり、公営でやっている自動車学校は国東とうちだけという、その特典を生かして——4カ所、全国で4カ所、九州では2カ所、その辺の利点を生かして、ぜひ、この辺を進めたいなということで、みんなが集まるときがあるんですかね。自

自動車学校長同士が何か集まって会議みたいなのがあるんですかね。そういうとがあるときに、ぜひ、こういう提案をしていただきたいと思います、その辺、何か。自分たちから積極的に提案はできんですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） いずれにしろ、当然、設置者である私、あるいは校長である管理者のいろんな定期的な会合があります。議員御承知のように、ひところ、全国で指定自動車学校は1,300を超えてたんですが、現時点で1,293になりましたし、福岡県内は、これも本当に減少してきておりました、現在で38校ということであります。

こういう中で、御指摘のように、全国1,293のうち、公設自動車学校はうきは市を含めまして4つしかございません。4校しかございません。そういう中で、どう特色を出して、この学校経営を乗り切るかということで、今、校長以下、必死になって取り組みを図っているところがあります。

今、合宿教習の話でございますが、こちらについては、そういう自粛の措置をとってる関係上ですね、なかなか今、自動車学校経営をめぐる環境が少子化並びに人口減少の中で大変厳しい環境にありますので、なかなかこのことについて、さらに踏み込んだ議論をする環境にはないんですけれども、いずれにしましても、合宿教習だけではなくて、いろんな対応で、いかに、うきは自動車学校の教習生をふやしていくかについては、校長以下、職員のほうで必死になって今、検討しておりますので、ぜひ、それを見守っていただければと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 先ほどからずっと答弁を伺っておりますけれども、要するに厳しい、できない、こういったところから入っていけば、なかなか道は開かれないというふうな気がいたします。ですから、やっぱり積極的にこちらから道を開いていくと。何ができないのか、その壁をどうやって破るのか、そういうのを、そういうエネルギーなところがあんまり感じられないという気がいたしますので、もう少し積極的に道を開くというような意味合いでも頑張っていただきたいなというふうに思います。

それから、やっぱり自動車学校については、入校してスムーズに検定が1回、1回で合格して卒業するまでに、やっぱり1カ月ちょっとかかるんですよね。なかなか時間がかかるというイメージが物すごくやっぱり皆さんにもあると思います。ですから、合宿ができなくても、例えば閑散期のときは2週間ぐらいで取得できると、そういう売り、売ることにはできないか、そういったところをですね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 自動車学校長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 自動車学校の教習の場合は、1段階、2段階と技能の場合はございます。それから、学科が26教程ございます。これを全てクリアしないと卒業できないわけですが、1日に乗る時間も限定されております。14日で卒業というのは、試算して無理でございます。それから、夏場で毎日、朝から晩まで詰めて来てくれた生徒は、最短で21日で卒業をしております。せいぜい20日ぐらいが精いっぱいかなというふうに思っております——合宿をしたとしてもですね。

ですから、14日間で卒業させるということは、いわゆる公安委員会が行う試験、これの技能に達するところまでいかないと、それを無視して無理して卒業してしまいますと、いわゆる技能検定のレベルが低いということで公安委員会から指導を受ける、指摘を受ける、そういったことになると、いわゆる指定自動車学校としての指定を取り消されるというリスクも生まれるわけでございます。

また、そういった合宿に来る生徒の皆さんを優先的に乗車させる、あるいは学科を受けさせるということになりますと、地元で通学をしている教習生、いわゆるそういった方々がなかなか乗車できないということも懸念されますので、今のところは、そういう状況も踏まえて合宿教習については行っていないというところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 櫛川議員。

○議員（11番 櫛川 正男君） 4番の、婚活の推進についてお伺いいたします。これに本当は力を入れたかったんですよ。

うきは市も少子化により、田畑や森林の管理、伝統行事や地域文化の継承、社会保障の増大、学校の統廃合、労働人口減少による経済の低迷など、さまざまな問題、課題が山積をしてきます。子供も生み育てやすい環境の整備を進めると同時に、結婚できる環境も進めていかななくてはなりません。その観点から婚活を応援する対策は重要と思うが、現在どのように取り組まれ、どのような課題があり、その対応策についてお伺いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 婚活の推進について、婚活についての課題とその対応策に関する御質問であります。市の広報紙を通じて案内しております婚活事業につきましては、これまで久留米広域圏事務組合が主催者となり、圏域4市2町合同で平成21年度より年間2回から4回の割合で開催している事業と、平成25年度、26年度に、JAにじ、商工会、森林組合、観光協会の婚活実行委員会を組織し、市が事務局となって4回開催した事業がございます。

御質問の婚活にかかわる課題といたしまして、まず、男女の申込者がアンバランスであること、具体的には女性の申込者が男性に比べて少ないということがあります。そして、婚活という雰囲気

気づくりのための会場設定や場所、企画内容が素人にとっては非常に難しいということもあります。また、全体進行やパーティーを盛り上げる司会を担うことができる適任者がいないこと、これも課題としてあります。また、市内のJAにじ、商工会、森林組合、観光協会で実行委員会を組織して実施する場合には、スタッフを各団体からボランティアでお願いしなければならないという話もあります。費用について参加者負担をお願いする場合、急な欠席に伴う欠損費用の穴埋めが難しいという課題もあります。回を重ねるにつれ、男性の参加者が固定化していくということも大きな課題であります。そういう課題が上げられております。

対応策につきましては、なかなか見つからないというのが現実でございます。婚活を専門とする業者等に委託することも考えられますが、費用対効果が見えにくい、市が予算を計上して実施することは難しいところでもあります。しかし、少子化が進行する中で人口確保を図るためにも、結婚適齢期のカップルを誕生させる機会をつくることは重要と考えております。

久留米広域圏事務組合で実施している婚活イベントについて、平成21年度から平成26年度までの参加実績を見ますと、男性参加者311名のうち、うきは市からの参加者が32名、女性参加者309名中、うきは市からの参加者が14名となっております。今後、まずは広報をさらに強化し、うきは市内からの参加者をふやしていくことが必要と考えられます。

婚活につきましては、ある程度、広域的に実施したほうが男女のバランスがとりやすく、効果も大きいものと思われまます。市としましては、今後とも久留米広域圏事務組合の事業を中心に、婚活情報を多く市民の方々にお伝えし、婚活に対する意識を高めていくよう対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 榊川議員。

○議員（11番 榊川 正男君） 時間ですので終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、11番、榊川正男議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、1番、岩淵和明議員の発言を許可します。1番、岩淵和明議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目は、ことし4月から介護保険制度と広域連合、第6期の改正がありました。今度の改正は制度開始以来の内容となっております、市民の生活にとって非常に直結する話だというふうに理解しております。改正内容は、主には保険料の引き上げで、基準額で13.8%、月額5,545円になります。また、報酬は9年ぶりの改定ということで4.48%の引き下げ、処遇改善加算の引き上げを含めても2.27%の引き下げとなります。

そこで、介護保険制度総合事業実施についてお尋ねを申し上げます。

第1点目は、第6期の改定について、介護保険制度改正との関係で、保険料負担や介護事業者

の経営リスクなど、どのように想定し、見通しを持っているか、市長の所見を伺いたいと思います。

2点目、総合事業を28年度から開始するとのことでありますがけれども、介護予防訪問介護と介護予防通所介護について、地域支援事業のメニュー、単価、それから開始時期など、それらの準備状況について、どういう状態なのかを伺いたいと思います。

3点目、要介護者への地域支援事業への移行の説明について、どのような進め方を行おうとしているのかをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、4点目、総合事業に移行されるサービスのうち、AからDの受け皿の準備状況、具体的にそういったものがあるかどうか、その辺の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、介護保険制度の総合事業実施について、大きく4点の御質問をいただきました。

1点目が、保険料負担や介護事業者の経営リスクに対する想定と見通しについての御質問であります。まず、保険料の件でございますが、うきは市においては、福岡県介護保険広域連合に属しており、第6期である平成27年度から29年度の保険料につきましては、グループ別保険料として、A、B、Cの3グループのうち、Bグループに属しております。さらに、被保険者の方々の所得の状況に配慮し、保険料は16段階に分けられているところでございます。

うきは市におきます保険料の基準額は、年額6万6,535円でございますが、本人及び世帯員全員が市町村民税非課税で生活保護を受給されている方等につきましては、いわゆる軽減措置がなされております。なお、軽減措置につきましては、平成29年度以降、対象者が広がる予定となっております。

次に、介護事業者の経営リスクの件でございますが、介護報酬の改定により、事業所によっては収入減となっているところもあることは承知をしているところでございます。東京商工リサーチによると、2015年1月から10月の老人福祉介護事業の倒産は62件に達しており、ここ5年間は増加傾向にあります。しかし、負債総額については横ばい傾向であることから、経営基盤が脆弱な比較的小規模な事業者を中心に倒産が発生しているものと考えられます。

今後、総合事業への移行により、訪問型サービスAと通所型サービスAにつきましては、人員体制の基準緩和を受け、単価は下がることとなりますが、サービスの提供を予定している事業者におきましては、経営上のリスクが生じないように、準備を進めていただいているところでございます。

2点目の介護予防訪問介護と介護予防通所介護に係るメニュー、単価、開始の時期についての御質問と、4点目の訪問型サービスのAからD等の準備状況と見通しについての御質問でありま

すが、相互に関連しておりますので、あわせて回答させていただきます。なお、3番目の地域支援事業への移行説明については、最後に回答させていただきたいと思っております。

予防給付のうち、訪問型サービスAと通所型サービスAでございますが、これは現行の訪問介護や通所介護の基準から人員要件等を勘案した基準によって実施するサービスでございます。次に、訪問型サービスBと通所型サービスBでございますが、これは住民主体による支援であり、例えば住民主体の自主活動として行う生活援助や自主的な通いの場において体操、運動などを実施することが上げられます。また、訪問型サービスCと通所型サービスCでございますが、これは保健や医療の専門職等が居宅での相談支援を行うサービスや生活機能を改善するための運動器の、機能向上、そして栄養改善等を行うサービスでございます。最後に、訪問型サービスDでございますが、これは要支援者等が移動を必要とする際に、その前後において付き添うなどの支援サービスでございます。

これらのうち、訪問型サービスAと通所型サービスAにつきましては、平成28年度から開始する予定であり、担当する事業所とメニュー等に関する調整を行っているところであります。あわせて、福岡県の補助事業として福岡県介護福祉士会が今年度計画しています訪問型サービスAに係る従事者養成研修事業に市も協力することとしており、今後、市内事業所の従業者に参加をしていただくこととなっております。

次に、訪問型サービスBにつきましては、住民主体による支援でございますので、平成28年度以降、その実施体制等について検討していくこととしております。また、通所型サービスBにつきましては、今年度から来年度にかけて、福岡県の介護予防モデル事業に取り組むこととしており、現在、体制整備に向けて動いているところでございます。

さらに、訪問型サービスCとDにつきましては、平成28年度以降、検討していくこととしております。なお、通所型サービスCにつきましては、次年度以降、現在行っている脳の健康教室や元気はつらつ会を活用できるものと考えているところでございます。

なお、総合事業の実施につきましては、それぞれの地域の実情に応じた多様なサービス内容を提供していくために、まずは可能なサービスから開始し、その実施状況に応じて、サービス内容について継続的に検討していくこととしております。

3点目の、地域支援事業への移行説明についての御質問ですが、要支援の認定を受けた方につきましては、その方の心身の状況や生活状況に応じたサービスを利用できるよう、要支援者やその家族等の意向も踏まえながら、担当するケアマネジャーが丁寧に支援をしていくこととなります。なお、現在も市の広報紙において、介護保険について周知をしているところでございますが、地域支援事業において提供されるサービスについては、その内容が固まり次第、同様に周知をしていくこととしております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） そうしますと、今言ったように、訪問、現行の事業及びみなし事業という、いわゆるされている部分と、それからAの分は28年度実施ということで、それ以降、BとCの関係については、28年度以降で検討していったら、Dについては県のモデル事業なんかと歩調を合わせてやるというような動きをしているということでもありますね。

具体的に2点目で申し上げた単価とか、そういうものというのは、もう決まっているのかどうかということを教えていただきたいということと、それから、実際に今、介護認定いただいている方で、特に総合事業に移行される方に対しての説明というか、それは本人に説明もあるだろうと思いますけど、その家族、関係者にどのような形でいつごろ説明するのか、その準備状況をお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） まず、最初の御質問でございますけれども、単価について既に決まっているのかということでございますが、今、広域連合のほうに、うきは市は属しておりますので、そちらのほうから一律的に単価は示されるものかと思っております。

それで、もう一つの、認定されている要支援の方への今後の総合事業への移行の説明でございますけれども、これにつきまして、先ほども申し上げましたとおり、実際にサービスを受ける方々の心身の状況であるとか生活状況に応じたサービスを利用できるように、ケアマネジャーのほうで丁寧に要支援の方とか本人とか、あと、家族の方への説明をしていくこととしております。以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 再質問します。改めて、その時期については、どういうふうになってますか。広域連合が示す時期、単価を示す時期及び説明——介護者への、認定者への説明について、その時期をお尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市は広域連合に加入しているんですが、広域連合の加入自治体の中では既に27年からやっている自治体もあるやに聞いてますので、多分、単価についてはお示しがあってるんじゃないかと思いますが、ちょっと今、手元に資料がございませんので、確認して、後でまた御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） わかりました。

そこで、少し気になる点をお尋ねいたします。

総合事業実施に向けた広報への記載、その記載された内容について少し気になる点がありましたので質問いたします。関連として質問いたします。

先日、12月1日号の広報に介護保険制度の位置づけについて書かれた文章がありまして、共助の部分である介護保険制度では大きな改正があり、本当に必要なサービスを必要な方のもとへ届けるために重点化と効率化が図られるようにしたとあります。と書かれておるんですけども、私が指摘したいのは、共助の部分である介護保険制度というくだりがあるんですね。ちょっと認識が違うんじゃないかなというのが思ったので申し上げたいと思ってます。

共助というのは、地域や市民レベルの方が支え合い、いわゆる非営利団体や協同組合など事業を主体的に運営する、そしてボランティア活動で系統的にこういう事業をしますよということを明確にした形での支援活動というのがいわゆる共助だというふうに理解しているんですね。

介護制度では、市民は介護保険料を納めるということで、いざというときに必要な介護を受けられる社会保障制度の1つであるというふうに私は認識しているわけですね。共助を否定するものではないんですね。ただ、行政が発信した中身なので、そこはきちんと押さえないというふうに思ってます。制度の一部という表現であれば、介護制度の一部ということであればいいんでしょうけども、共助が介護保険制度の中身の中心になるというような受けとめ方をされるおそれがあるという記述になっているんですね。これは、どういう趣旨なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） あくまでも介護サービスの一環として共助という言葉を使わせていただいております。

議員も御理解のように、今回の大きな目玉、総合事業の目玉は、多様なサービス主体の参加ということがうたい文句でありまして、まさに今から検討しなくてはいけない訪問型サービスBであったり、通所型サービスBについては、住民主体の支援が大きく掲げられていますので、そういう趣旨で共助という言葉を使わせていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） やはり行政の発する文章について、慎重さというか、大きな改正になるということで、介護保険制度が一体この先どうなるんだろうかということの不安の中でスタートしてる。だから、それぞれの自治体に3年間の猶予を与えて移行としているわけですね。そういう点では、その根本にかかわることになるということで、きちんと表現の中身も点検してほしいなというふうに私は思ってます。どんと社会保障だなということを受けとめながらスタートするんだよということをややはり市民の方に理解していただくような形での説明が必要だと。事実だけが先行するという、それが全体になっちゃうというのは正しくないんじゃないかなという

ふうにして質問しました。

引き続き質問いたします。

それで、今回の改正内容についてですけれども、先ほど市長の答弁の中にも従来の9段階から16段階に変わったと。その中身を見させてもらったんですけども、先ほどの説明にもあったように、1から4段階までは他市町村と同じように、これは連合じゃなくて、福岡県のほかの行政区、例えば久留米市とか八女市とか単独でやっているところがありますけど、そういったところとの関係で言うと、同様の所得水準になっているんですけども、基準値に乗ずる割合というのが高く設定されているんですね、ほかの市町村と比べると。そういう意味で言うと、同一所得の比較で見ると高い負担になってる、広域連合のはですね。

それから、第6段階から16段階についても基準額が非常に細分化されて、所得額120万円から440万円までのところで11段階を設けているんですね。久留米市は125万円から800万円まで9段階なんです。それはどういうことが違うかということ、それぞれの所得の割には高い保険料になっていると。上も下もですけれども。要するに、全体として幅が狭くて厚くなっていると、負担額が大きくなっているということなんですね。1号の被保険者で、例えば夫婦でお住まいの方であれば、月額、1万円を超えるんですね。だから、年金額から天引きされたときに2万4,000円近く天引きされるということになるんですね。今回の第6期というのは途中で、次が第7期のときにどうなるかということも、実を言うと不安視されているところがあるんですね。

先ほど市長がおっしゃったように、今回は特別に低所得者対策として国が支援金を出して、一部ではあり、まだこれも途中でですね。第1段階は0.5なんですけれども、例えば久留米市だったら0.45になっているんですね、もう既に。だから、そういう意味で言うと、さっき言ったような実態がある。それはどういった理由だったのかを改めて手短かに聞きたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も御承知のように、今回の介護保険法の改正の大きな柱として、費用負担の公平化が上げられております。低所得者の保険料軽減の拡充、また、保険料上昇をできるだけ抑えるために、所得や資産のある方の利用者負担を見直すと、これが大きな柱としてあります。

そういう中で今回、我々の広域連合におきましては、国のほうは標準6段階から標準9段階への細分化でありましたが、広域連合はさらに9段階から16段階へ細分化をいたしました。そしてまた、グループ別保険料を継続しておきまして、できるだけ被保険者の皆さん、お一人お一人の所得の状況に配慮した細かな保険料としたことを御理解いただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） その辺の細かい点について、直接かかわってないから何とも言えないですけども、ただ、さっき言いましたように、所得に対する負担割合という意味で言うと若干差があるという点は、今後どうしていくかというところの課題対応が必要になってくるのではないかなど。説明も必要になってくる。いきなりぱっと新しい介護制度の、保険制度のこれを見たときに、何だ、この細かいのはと、一瞬そういうふうに思いまして、いろいろ見たんですけども。ただ、さっきも言ったように、実際にほかの他市町との関係も含めて、実際に基準値が違う、金額に対する割合が違うということも含めて丁寧な説明が必要になってくるのではないかなというふうに私は思います。

次に、介護事業所の報酬の引き下げのところについてですけども、これは市長に改めて要望したいというふうに思うんですけども、今回の報酬の引き下げで重点的に下がっているところが実を言うとありまして、予防通所リハビリ、これが24.5%削減、小規模多機能居宅介護というのが23.8%引き下げられているんですね。

これに、26年度の成果表の中で、それを利用されている方、年間ですけども、通所リハビリで1,026人、小規模多機能で133人というのがあります。その方々の利用が今後どうなってくるかというところですけども、今回、要支援者で1・2、特に軽度の方に対する地域支援事業への移行ということになるわけですけども、実はこの要支援者1・2というのは、全体に占める割合で言うと3割なんですね、介護認定者の3割に当たるわけですね。そういう意味では、引き続き、今後ふえるか減るかというのはちょっとわからないけれども、地域を支える介護従事者の離職率を高めることになるのではないかなということがやっぱり不安を懸念されている。

一昨日のNHKの介護——無届け介護ハウスが出てましたけども、実際に従事者がいなくて、特養ホームで10部屋ほどあいているという状態でしたけど、いうふうにあるところがレポートありましたけれども、やっぱり現実、今回の改正で言えば、特にそういった小規模、先ほどリサーチの話もされてましたけれども、打撃を受けるという実態がやっぱりあるんだと。ハローワークのホームページ見ると、介護従事に関する募集というのは、ずっと切れ目なく載っているという実態があるわけです。

そこで、市長には改めて、広域連合とか市長会、いろんな会合があるかと思いますが、介護報酬の引き下げということが、そういう地域に住んでおられて介護従事をされている方々の離職率を高めることになるということについて理解いただいて、ぜひ、慎重な検討を要すると。9年ぶりの引き下げということになるわけですけども、今後どうなるかということも含めて、よく見ていかないといけないというふうに思って、そういう意味では慎重に対応することと、処遇改善の加算というか、そういったものについて強化するように働きかけていただきたいというふうに求めたいと思いますが、所見があれば伺いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件につきましては、うきはブロック介護サービス事業連絡会の会長の話によりますと、うきは市内の事業所で、今回の介護報酬改定の影響で減収している事業所はあるものの、まだ倒産した事業所はないというふうに聞いております。だから安泰ということではないんですが、今回の改正はやはり——改定ですが、マイナス2.27%ということで、通所介護を初め、ほとんどのサービスで基本報酬が引き下げになって、事業所には厳しい内容となっているということは承知をしております。

しかし、一方、地域包括ケアシステムの構築に向けて、中・重度者の認知症対応など加算で評価し、サービスの機能を評価するような方向性に向かっているという点もありますし、また、処遇改善ということで、1人当たり月額1万2,000円相当アップしている。いろんな複合的な形で、トータル的に報酬額が引き下げになっております。

議員御指摘のように、このことによりまして、うきは市内の事業者が倒産と撤退するようなことになると、介護保険サービス、大きくは福祉サービスの低下を招きますので、そのところについては、しっかり注視しながら対応していきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 介護従事者の月額の賃金というのは、全産業の平均より9万円低いと言われております。そういう意味では、人材の確保、先ほどは県との連動での研修を受けるとか、いろいろあるというふうに思ってます。そういうのも含めてですけども、人材確保が非常に困難であると思うんですね。今うきは市で介護事業をされている方のところでも従事者の賃金が上がってよかったというふうには、一部は思ってるんだけど、だけど、経営的には非常に厳しいので、介護報酬全体が下がっているということと言うと非常に厳しいので、逆に言うと処遇改善の分は上げるんだけど、実際には全体として報酬下がるので土台が崩れてしまうという、その危険性をはらんでいるということをぜひ理解していただきたいというふうに思います。

次に質問させていただきます。

今度の改正で心配されることについて、少し話をしときます。

今回の改正は、第1に、要支援で利用の多い、訪問介護と通所介護という2つのサービスが総合事業に移ることになるということで介護保険から外れるということが第1点。介護保険外の扱いに、総合事業そのものがですね。

それから、第2に、サービスの提供者が今の介護事業、介護保険事業者から将来的には、3年かけてということになるわけですけども、住民ボランティアや無資格者によるサービス、いわゆる多様なサービスというのに置きかえてコストを下げる。だから、単価も多分、当然下がるというような形になっているんだろうと思うんですね。

第3に、地域包括ケアという、今まで介護保険制度でつくり上げてきた中で、さっき言ったように生活支援と介護予防について、主要な担い手を介護保険サービスから住民主体、互助サービスとか、お互いに助け合うサービスにすることで、本来、さっき言ったように公的介護保険制度という範囲を、実を言うと小さくしてくるわけですね。結果的に小さくなるわけですね。今までこっただけやってたものを、こっこの周辺は地域中心にやって、介護保険制度というのは小さくなるわけですね。移行する人の人数は、現在、利用されている方は1カ月3割だと僕は言いましたけども、それぞれの利用によって違うので、必ずしも全部が3割ではないんですけど、実際にそういうことになる。

そこで、1点目、お尋ねしますけども、介護申請についてですけども、認定について伺いますけども、窓口の受け付けについて、チェックシート、基本チェックリストというのが活用できるというふうになっているんですね。明らかに介護が必要な方については申請につなぐということになると思うんですけども、総合サービスだけを利用する方について振り分け、要するに認定なのか総合チェックリストだけですかということの振り分けを判断することにならないかということをお尋ねしている。しかも、今回の厚労省の法改正の中では、専門職でなくてもいいというふうに言われているんですね。うきは市は、その辺はどうなっているのかということをお尋ねしたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿） 今回の要支援者、総合事業に伴いまして、要支援の方々とともに、あと、先ほど議員がおっしゃられたチェックリスト、厚生労働省が示している基本チェックリストというものがございます。これが25項目にわたっているわけですけども、これに該当する方も総合事業を受けられるということになってまいります。

それで、その振り分けにつきましては、要支援の方は当然、介護の支援認定を受けているわけですから、あと、チェックリストに該当する方につきましては、そこはケアマネジャーのほうで適切に審査をして、事業の対象になるかということで、そこはきちんと整理をしていくということになります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 具体的にはまだ動いてないイメージなので、わかりました、その辺はまた改めて確認したいと思います。

2つ目には、多様なサービスについて伺います。

総合事業に移行した場合の参考例として厚労省のガイドラインに、現行相当サービスから住民主体に移行促進していくことになると思うんですけども、現在の要支援者が果たしている——要支援事業者が果たしている役割ということが、さっき言ったように住民主体としたサービスに移行するということになるんですけども、まずは、これは具体的には28年度以降ということになるというふうに聞きました。これは要望になりますけれども、十分に本人の確認が必要というか、要は介護事業者でやっぱりお願いしたいんだという人もいれば、いや、一緒にわいわいとみんなで、仲間でやりたいんだという方、いろんな意向の方がいると思うんですね。その辺のところを尊重してほしいなという、移行に当たってお願いしたいということと。

それから、もう一つ、現在、認定されているホームヘルプやデイサービス利用者についてですけども、総合事業化によってサービスレベルそのものが現実的に維持されるのかどうかということをお尋ねしたいと。現在の利用状態ですね。現在、利用されてますね。要支援とか通所でいただいている利用レベルが、さっき言った具体的なメニューについて、単価とか何かはまだこれからだというのはあると思うんですけども、今やっているケアの中身ですね、プランの中身そのものは、どの程度、維持されるのかということをお聞きしたかったです。要するに8割なのか9割なのか7割なのか半分になるのかとかということも実を言うところがあるので、さっき言ったように、実際に利用される方に対してメニューを提示した形でないと、本人の承諾を得て進めていけないといけませんよということをお聞きしたかったです。その準備状況を。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿） 先ほど、サービスのレベルが維持されるのかどうかという御質問でございますけれども、実際、総合事業に移行しても、現行の訪問介護あるいは通所介護相当のサービスというものも継続していきます。そして、それに加えて、緩和した基準によるサービスAであるとか、住民主体による支援Bであるとか、こういったものから、多様なサービスから、本人様の意向とか健康状態を配慮して、どういったサービスが適切なのかということをお判断していきますので。そこについてですけども、1つは、現行の訪問介護サービス相当があるわけですけど、もう一つの多様なサービスにつきまして、移行する際に、それぞれの対象者の状態を見て、サービスの低下がないよう、そこは事業者のほうとも詰めていきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） いろいろ多岐にわたる中身なので、全部この場ではわからないところもあり、その辺はきちんとまたお尋ねしていきたいというふうに思います。

最後に、総合事業を始める前に当たって、市民の納税、介護保険料を払って、やむを得ず介護

申請や介護サービスを受けるようにした際に、公助と共助による地域の支え合い体制を構築するというのをきちんと守ってほしいというお願いと、また、今回の介護保険制度の改正というのは、部分的なものであるということなんですね。要はこれから医療制度自体の改革が、実を言うと県が、今、調べているところだと指定してくるだろうと思うんですけども、今、入院されている方が地元に戻ってくる。これをどう支えるかという点があるかというふうに思います。その時点で、要はコアというか、自立をどう促すかというところにも、いわゆる総合地域事業の中でどうつくっていくかというところも大事だというふうに思っているんですね。

そういう意味で、そこの施策についても、単に介護保険制度だけではなくて、そこからくる人たちの支え合いについても、きちんと踏み込んだ施策を進めることを、これは要望でありますけれども、お願いをしたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 介護保険の中におきましても、総合支援だけではなくて、この包括的支援事業の中で新たに在宅医療・介護の連携推進であったり、あるいは認知症施策の推進、さらには生活支援サービスの充実・強化というのを今後、我々市町村が担っていかなくてははいけません。そういう延長線の中で、医療改革に応じた介護保険以外の取り組みも連携しながら対応していきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 次の質問に移ります。

2点目、生活保護の申請についてお尋ねします。

生活保護申請者への可否決定に関する、うきは市の対応が法定どおりになっているか、現状について伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 生活保護の申請について、生活保護申請者の可否決定にかかわる御質問ではありますが、生活保護の決定は、生活保護法第24条により、申請のあった日から14日以内に通知をしなければなりません。ただし、扶養義務者の資産及び収入状況の調査に日時を要する場合、その他特別な理由がある場合は30日まで延ばすことができると定められております。このような期間が定められているのは、生活保護の不正受給、過払いを防ぐためには、資産等の状況把握が重要であり、調査に時間を要することからであります。

うきは市では、申請世帯の急迫性に考慮しながら世帯状況の早急な把握に努め、要否判定におくれが生じないように努めております。平成26年の状況であります。生活保護開始件数は49件で、そのうち14日以内に決定したものが10件、15から30日で決定したものが39件で、31日以上要したケースはありませんでした。14日以内に決定できなかった理由と

しては、土日や祝日の関係で金融機関、生命保険会社、扶養義務者への照会に対する回答に時間を要したケースが大部分でありました。生活保護の決定につきましては、今後も法にのっとり、遅滞のないよう対応をしてみたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 今、市長の答弁のとおり、生活保護法第24条で規定されております。昨年、改定がありましたけれど、参議院、12月13日だったと思いますけど、その附帯決議もあります。附帯決議というの、いわゆる本決定までのマニュアル、これまでの取り扱いと何ら変わらないというふうに言って、特に今回の改正の中身というのは、不正に対するいろんな調査権限が強化されたという中身だと思いますけども、現状について、15日から30日が39件ということであります。やはり急迫を要する形で駆け込みしてくるわけですね。

本来であれば、必要な書類というのはなくともできるという、急迫を要する場合は、そういうふうに省略というか後でもいいと。口頭で話してもいいというふうになっているんですね。この間、30日だというふうに実を言うと窓口で言われている方がほとんどだと思うんですね。だから、この生活保護のしおりの中にも書いてはいるんですけども、時間がかかる場合は30日以内にといいように書いているだけなんですね。時間がかかる場合は30日。14日ですけれども、時間がかかる場合というのは特別な事情なんですね。その特別な事情って何かということだと思う。

実際に30日までかかっている、15日から30日まで39件。39件というのは何の事情だったんですか。その特別な事情というのは。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 特別な事情といいますのは、こちらのほうでいろんな金融機関等の証明等をとりましても、それが間に合わなかった場合ですね、そういう扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合ですね。要する場合は特別な事情だと考えております。

また、26年度につきましては31日以上かかった分はございませんけども、25年度については31日以上かかった場合がございます。それはなぜかといいますと、本人の実態が不明であったと。転入してきて保護申請をされて、本人がそれから出てこなくて、また、自宅に行ってもいなくて、これは住民票のあるなしじゃございませんので、実態を把握するまでに調査を要したというような、そういうことが特別な理由であると。ただ、これは30日以上延びておりますので、この分については、30日以上延びた理由を付して保護決定をいたしているところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それぞれ申請にかかるまで事情がいっぱいあると思います。当然そうだと思います。

そういう意味では、法律の第2章の第7条にも、ただし書きがあって、急迫した状況にあるときには保護の申請がなくても必要な保護を行うことができるというふうに前提としてあって、その後24条でうたっている中身になっているというふうになるんだと、全体の法制の流れがそうなっているということを理解いただきたい。要は、うきは市自体が、できない理由を聞いているんじゃないで、法にのっとってきちんとして、14日というふうに、ここは申請のあった日から14日以内にしなければならないという、前提条件なしに法律は書いているわけですね。そこは法律の趣旨を理解する、そこに向かって努力をする。内部努力も含めてですね。そこを決意がないから、こういうふうになってくるんだと思うんですね。そこを指摘しておきたいというのが私のこのお願いの趣旨でありまして、絶対14日でなければならないということではなくて、それに努力してほしいということを、今のこういう経済状態の中で、やっぱりそこを思いやるということをお願いしたいというふうにしたい。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 生活保護は我が国の日本国憲法、生存権、まさに本当、ナショナルミニマムの最たるものでございますので、そういう法の趣旨をしっかりと頭に置きながら対応してまいりたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） よろしくお願いいいたします。

次の質問に移ります。

3点目、就学援助の拡大についてお尋ねいたします。

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒に給食費や学用品費の一部を給付するものであるというふうに認識しております。

そこで、3会費——PTA会費、生徒会費、クラブ活動費について、就学援助に含めることができないか、伺いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 就学援助の拡大につきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 就学援助の拡大について、就学援助制度の3会費についての御質問で

ございますが、現在、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的で、うきは市就学援助要綱を定めています。その要綱に基づいて、予算の範囲内で支給を行っています。支給内容は、学校給食費、学用品費、校外活動費、入学用品費、修学旅行費、医療費などで、国の定めた単価により実施しています。PTA会費、生徒会費、クラブ活動費の3会費につきましては、近隣市町村の実態を調査しまして、今後、検討していきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 27年度に申請を受けた児童・生徒は233人というふうに伺っております。平成25年度は253人、26年度が243人。減ってきています。

児童・生徒の数が減っているということもあるんですけども、大体、約10%になってます。福岡県全体は20%ぐらいになっているんですね。もっと高いところは30とかというのもありますけども。現在の就学援助要綱の第4条に援助の範囲内を規定しております。先般、県教委から通知が出されていると思いますが、保護者へのできるだけ多くの広報手段を用いることと、それから、そういう周知を図るということが、大切だというふうに思っています。

この問題を調べておりますと、日田市のホームページを見させてもらったんですけど、やっぱりきちんと項目も設けて、申請書もホームページ上から出せるようになっているんですね。そういう意味では、そういうふうに、県も指導というか通知を出しているということで、きちんと、うきは市もホームページ、あるいは、もっと保護者に対して周知を図っていただきたいというのが1点目。

それから、県の通知の中にも補助対象の中に3会費が示され、県だけじゃなくて国が、上限単価が設定されております。ただ、国庫補助から準要保護者が外れてまして、しかし、教育の機会均等ということで、子供の貧困化対策ということが平成25年に法が成立していると思っておりますけども、それにあわせて地方交付税措置をされていますね。そういう意味では、ぜひ、子供の教育機会の機会均等と貧困対策という意味で言うと、特に生活保護を申請しない、していないぎりぎりの準要保護者のところをやっぱりきちんと見ていくということが大事だというふうに思っております。ぜひ趣旨を理解いただいて、早期に実施するように求めたいというふうに思いますが、改めて答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、1点目の保護者等への周知の方法についてでございます。今、議員のほうから他市町村の例もお示しいただきましたので、もう一度、うきは市の周知状況につきまして、点検をいたしまして、対応させていただきたいというふうに思います。

2点目の3会費につきましては、多分、今までのクラブ活動費あたりのことで申しますと、小

学校の4年生、5年生、6年生がクラブをやっておるわけでございますけども、子供の希望、あるいは指導体制等を勘案しましてやっております。その中では、例えば全く経費を要しないもの等もございますし、そういったいろんな状況があったかとは思いますが、先ほど答弁させていただきましたように、近隣市町村の実態を把握しまして、今後、検討させていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 日田市は近隣になりますか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 県は違いますが、隣接しておるという認識をいたしております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） それでは、日田市のホームページを参考にして、ぜひお願いをしたいと思っております。

次の質問に移ります。

国保の算定基準の見直しについてお尋ねをいたします。

国保算定基準の現状に対する認識と子供世帯に対する均等割算定基準の見直しについてお尋ねをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 国保の算定基準の見直しについて、国保算定基準の現状認識と子供世帯に対する均等割算定基準についての御質問であります。うきは市の国保算定方式につきましては、国民健康保険法第76条第1項ただし書きの規定により、国民健康保険税として課税を行っております。賦課方式は、所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平等割の4方式、それから所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3方式、そして所得割、被保険者均等割の2方式のいずれかを選択することになりますが、うきは市の場合は4方式としております。

賦課方式につきましては、県内の各自治体を見ますと3方式によるところが多いのが現状であります。平成30年度から国民健康保険の財政運営主体が都道府県に移行し、県より標準保険料が示されることとなりますので、これとあわせて賦課方式についても検討を行うこととなります。

また、子供世帯に対する均等割算定基準の見直しについてであります。さきに申しましたように、賦課方式は地方税法703条の4第4項により、3つの方式のいずれかによるとされておりますので、子供世帯を対象とした均等割算定にかかわる優遇措置等については、現在の制度上ではできないものと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 時間がなくなりましたのでお尋ねしますけども、要は子供も含めて均

等割が算定されているという点で、国からの今現状、支援金というか財政共同安定化基金を使った支援金が出されております。26年度の決算では全体の繰入額を減らしておりますね。そういう意味で、ある程度、繰入額を維持しながらも、国保会計でも子育て支援というか政策が貫徹するようにしていただきたいというのが意味です。要は人頭割ですからね。

子供の家庭で、短期保険証になっているという世帯が実を言うとふえていますよね、今、この間。その辺も、市長、数字をちょっときちんと把握していただいて、この間ずっとふえている。26年度228人というふうに聞いてます。そういう意味では、国保自体は、ほかの協会けんぽと比べると負担が非常に高い状態です。市長としての権限は、さっき言った子育ての視点を踏まえて、人頭税的な要素を持つ均等割、特に子供世帯に対する軽減措置を検討していただきたいということと。

それから、それだけでは済まない話だと思いますので、この間、地方3団体が国に要請しているような支援、国保の財政、根本的な財政問題について、やはり事あるごとに要望していったほしいと。この2点をお願いしたいというふうに思います。そのことを要望して、回答はいいです、時間がないですから。そのことを要望して、私の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、1番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで、暫時休憩とします。11時15分より再開します。

午前11時02分休憩

午前11時15分再開

○議長（岩佐 達郎君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、5番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。5番、佐藤湛陽議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

私は議会に出させていただくようになって常に思うことは、執行部はいろいろな質問に対しての答弁において、現在、検討しているところ、働きかけていきたい、取りかかる予定、現状を見ていきたい、要望している、考えている等の返事が返ってきますが、民の場合は即判断・決断が求められ、それができない場合は信用がなくなります。そこが官と民の違いではないかと思っております。そこで、私の一般質問においても、十分に考え、検討していただいていることだと思っておりますので、何とぞよろしく、わかりやすく誠意のある答弁をお願いしたいと思います。

1、うきは駅の整備と受託管理について。

平成26年12月議会において、観光案内板についての予算が3月の議会で承認を得られたら、新年度早々、リニューアル化に取りかかる予定という答弁でしたが、そこで、（1）うきは駅内

の観光案内板のリニューアル化は、その後どのようにしているのか。

平成26年9月議会において、駅自体の施設や機能についてはJR九州に対して働きかけていきたいという答弁でしたが、そこで、(2) うきは駅の施設機能検討についての進捗状況を伺う。

平成27年3月議会において、うきは駅だけでなく、筑後吉井、筑後大石駅も含めたハード・ソフト面に関する要望活動を各団体に行っているところであり、また、うきは駅の駅舎の改築や駅機能の改善について、平成26年10月30日にJR九州本社に働きかけをし、国・県に対し、JR九州などに対し働きかけを求める要望をしているという答弁でしたが、そこで、(3) ハード・ソフト面に関する各団体への要望活動は、その後どのようにしているのか。

平成26年12月議会において、うきは市観光協会が管理を受託することになれば、ななつ星の歓迎を初め、観光客の対応、情報発信等、多様な活動が可能になるものと考えられるという答弁でしたが、そこで、(4) 観光協会の受託管理について、内容はどのようなものか。また、メリット、デメリットについて伺う。

地域おこし協力隊(うきはブランド推進隊)の資料の中に、うきは駅の駅長の仕事として、駅利用者の増加と、駅を活用した、駅からのつながるまちづくりなど、地域振興にかかわる企画立案を行うとともに観光全般の業務を行うとあるが、そこで、(5) 駅長の勤務実態はどのようなものか。

平成26年12月議会において、ななつ星の列車停車は、うきはをPRするよい機会にしたいと考えており、どのように歓迎をしていくか検討を行っているところという答弁でしたが、そこで、(6) ななつ星の停車に伴う、うきは市のPR効果を伺う。

以上、6点について伺う。

○議長(岩佐 達郎君) 市長、答弁。

○市長(高木 典雄君) ただいま、うきは駅の整備と受託管理について、大きく6点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、うきは駅構内の観光案内板についての御質問であります。旧浮羽町の観光案内マップが描かれていた古く老朽化した大型看板につきましては、本年11月に刷新をしまして、耳納連山の風景を映し出した看板へと変えております。また、写真のアクセントとなるよう、うきは市民の歌である「ルリ色のふるさと」の歌詞もデザイン化されているところであります。うきは駅構内に入ろうとする正面入り口の向かい側にこの大型看板設置をしておりますが、利用客に大変好評でありまして、多くの方々がこの看板で写真撮影をいただいている状況でございます。

市内の案内マップにつきましては、駅構内入り口横のトイレの壁を利用して看板を設置しているところであります。この看板につきましては、日本語と英語の二カ国語で表記しており、イン

バウンドにも対応したものとなっております。

2点目の御質問が、うきは駅の施設機能についての御質問でありました。当うきは駅舎は昭和6年に建設された当時のままの建物であり、久大本線の駅舎の中でも貴重な存在となっております。市としましては、貴重な駅舎を有効に活用していきたいと考えており、今後、うきはブランド推進隊との連携を図りながら、具体的な機能整備方策等について検討を進めていきたいと考えております。

3点目が、各団体への要望活動についての御質問であります。これにつきましては、J R九州に対する要望活動かと思っておりますが、うきは駅舎の利活用についての具体的な方向性が今のところ定まっておきませんので、うきは駅舎に関する要望活動は行っておりません。具体的な方向性が明確になった時点で、利活用法に向けた積極的な要望活動等を行っていききたいと考えております。

4点目が、観光協会の受託管理についての御質問であります。具体的な業務内容としては、うきは駅舎の管理と切符の販売業務があります。メリットといたしましては、うきは駅で切符を購入していただきますと、販売手数料が約5%、観光協会に入るようになっております。これは、観光協会の自主財源確保の一部を担うものとなっております。デメリットは今のところ特にございませんが、うきは駅を十分に観光と連携した形で生かし切っていないということが今後の大きな課題であると、このように認識をしております。

観光協会が管理を行うようになってから半年余りが過ぎ、業務も安定してきた状況でございますので、うきは駅が観光の玄関口としての機能を高めることができるよう、観光協会とも連携して、今後、対応を図ってまいりたいと考えております。

5点目が、駅長の勤務実態についての御質問でありました。うきは駅に関して、駅長という役職は現在ありません。うきはブランド推進隊の、うきは駅活用プランナーのことを言われているものだと思いますが、現在、観光プロモーションの目的で各地を回っており、うきはの広報活動を行っております。その中で、今後、うきは駅をどのように活用していくのがいいのかということも視野に入れ、活動を行っているところでございます。

最後、6点目の、ななつ星によるPR効果についての御質問であります。ななつ星の停車に伴う、うきは市のPR効果であります。これまでマスコミ、メディア等で、うきは駅の歓迎の様子が何度も取り上げられ、テレビ放映も幾度となく放送されております。その中で、フルーツ王国うきはの果物として、いろんなフルーツが紹介されてきましたし、ななつ星の乗客の皆さんにも、うきは市のフルーツが季節ごとに振る舞われ大変好評であると、このようにお聞きしております。さらには、J R九州が運営している、ななつ星セレクションというネット販売で、うきは市のフルーツが紹介されており、フルーツ王国うきはの名前をPRする大きな効果が発生して

いるところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （1）について質問させていただきます。

まず、第1に、どういう趣旨であるような看板になったのか、また、対象は誰なのかを再確認ですが、質問したいんです。

それと、2点目は、観光案内板がリニューアル化されてますが、何カ所か北を示す方位記号ですね、あれが表示されてないところがあるようです。地元の方は表示がなくてもわかることで、遠方から来られた方はわかりづらいのではないかと思います。例えば、うきは駅の入り口の観光地図及び吉井駅の観光地図です。

③うきはのブランドを売り込むためにも、ホームに企業及び個人または団体等のスポンサーを募って看板を上げたかどうか。乗客へのよいアピールになるのではないかと。

以上、3点について伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） ただいま、3点の御質問があったかと思えます。

まず、第1点の、看板の趣旨ということでございますけど、看板につきましては、いろいろデザインをやっておりまして、最終的には、今うちのほうの、うきは地域おこし協力隊のほうにデザインの専門がおりますけど、そちらのほうともいろいろ協議しながら最終的にあの看板になったと。

逆に、先ほど市長のほうの答弁にもありましたように、今までにない非常に斬新な看板というところで、皆さん、正面入り口から入っていただくと一番最初に目に飛び込んでくるかと思えますけど、それが非常にやっぱり大変好評で、その看板をわざわざ写真に撮っていくと。地元の通勤客の人でさえ、スマホ等で写真に撮って、それを人に送ってやったりとか、そういったことで非常にやっぱり好評を得ていると。うきはといえば、やっぱり耳納山麓と。それと筑後川というふうなイメージがありますので、それが一緒に写った看板というところで、今までにない、特にやっぱりあそこを通過として通るもんですから、汽車の車内から見て、ああ、うきははこんなところかと一目で、見ただけでわかるというふうなところで、ぜひとも一度ごらんになっていただきたいと思えます。

それと、2点目に、方位が載ってないというふうなところもあるというところがございます。確かに方角を載せるということは大変あるかと思えますけど、マップの関係におきましては、向きとか、いろんなところで、それを示したのために非常にわかりづらい場合もあります。勘違い

されるところもありますので、そこら辺につきましては、いろいろ、どこの位置に設置をするかとかいうふうな形、それとマップで、マップによっては北と南を逆に表示するような、逆さまに表示するような場合もありますので、そういったところを考えて、見てわかりやすいようなイメージ、その場合、逆に方位を入れたがために変になるというような場合もありますので、そういったところに入ってない部分もありますというところですよ。

それと、3点目に、企業等を募っての看板を上げたらどうかと。これは2つの考え方があると思います。確かに地元企業を募って上げるということは、非常に企業にとっては効果があるかとは思いますが、逆にそういった看板が余りにも多過ぎて、せつかく、うきは駅という雰囲気が崩れたら何もならないという部分もあるかと思っておりますので、そういった部分については今後とも検討していく必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 看板の趣旨についてはよく理解しますが、うきは市の総合計画の中にもありましたように、訪れてみたい、食べてみたいと思ってもらえるように、目で見てすぐわかるような、アピールするために、駅のホームの看板の効果というのは大事だろうと、大きいだろうと思いますが、いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） まさしくそのとおりだと思います。うきは駅の一番大きな看板につきまして、だから、市というか、うきはのイメージが私そこに表現されているのかなというふうに、私もあの看板を見て思っております。

だから、例えば、うきはのフルーツをそこに写しても、それは例えば梨とか柿だけであっても、それで終わりですけど、耳納連山と筑後川、それが一望にぱっと正面に目に飛び込んでくると。これはまさしく、おっ、ここがうきはかという感じでアピールするには、そして、うきはで、その中に、そこにおりていただければ、またそこで、いろんいうきはの紹介ができるというふうに思っておりますので、そういった意味については、今回の看板につきましては、非常に今までにない看板ではないかなというふうに私どもとしては考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （2）について2点ほど質問をさせていただきます。

ななつ星の運行は、はや2年目を迎えましたが、私から見ると、これといった整備も進んでい

ないように見えますが、いかがでしょうか。

2点目、いろいろな出迎えのイベント、例えば保育園の園児の出迎え等に対する乗客及びJR乗務員の方からの意見の検証はしているか。

以上、2点について伺います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） ただいま御指摘があった分、施設の、まず、機能の関係ですけど、先ほど言いましたように、まだ具体的にうきは駅舎の利活用、そういった部分についての方針、企画、そういったものがまだできておりませんので、施設関係については、今言いますように、格別、ななつ星がとまったから、どう施設が変わったというようなことはございません。

ただ、今、観光協会のほうで管理していただいておりますけど、やっぱり年3回ほど、うきは駅の除草作業、そういったものも観光協会で行っていただいておりますし、観光未来研究所等もそこにプランターで花を植えたりとか、やっぱりそういった、ちょっとした気配りといった形の、やっぱりおもてなしをする上での気配り、そういった部分についての、施設そのものは扱っておりませんが、うきは駅の雰囲気づくりを行っているというところでございます。

それと、2点目で、うきは駅、JRの人たちの反応というか意見ということですけど、これにつきましては、テレビ等でも紹介をされておりますように、やっぱり保育園児のお出迎え、これが非常に好評であるというところで、JRの職員さんにおきまして、うきは駅については非常にいろいろ力を入れていただいておりますというふうな状況でございます。やっぱり今後とも、この保育園の園児によるお出迎えというのは、今後もぜひ続けてほしいというふうな御意見もいただいておりますし、うちとしても、できるだけ協力をしていきたいというふうな考えております。そういった意味では、大変好評を得ておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （3）について、2点ほど質問させていただきます。

駅前の送迎車の寄りつき、または駐車場及び安全面等での、地域の人や利用者からのクレーム等は出ていないのか。

それから、2点目、うきは総合計画の中に、利用者の増加を図るため、新駅設置や列車利用者の利便性の確保に引き続き取り組みますとあるが、例えば下りの吉井——これは久大線ですよ、下りの吉井どまりは、18時5分等はラッシュの時間帯にかかわらず車両数も少なく、全乗客が

吉井でおりにするため、駅前送迎車で混雑し、特に雨の日はさらに多くなる。地域の方々にも迷惑をかけていると思われるので、できれば終点をうきは駅まで延ばしてもらえばと思うが、いかがですか。現在、吉井どまりは3本、うきは駅が3本であります。このことについて、どう思いますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから議員のほうから、うきは駅の駅舎について御質問が上がっております。

議員御承知のとおり、あのうきは駅というのは、まず、JR久大線というのが、たしか昭和3年12月だったと思うんですが、当時、現210号に走ってました筑後軌道にかわって久留米から吉井までJR久大線が来ました。そして、その3年後に、うきはというか、うきは駅まで延伸されて、先ほどから答弁してますように、昭和6年7月にあの駅舎ができております。そして、平成2年には、当時、筑後千足駅だったんですが、日本で初めて平仮名の駅「うきは駅」になりました。

何を申し上げたいかという、あの昭和6年から今日まで、あの駅舎は何も変わってない。それというのは、また逆転の発想で、全国的な視点で、あの駅舎というのは非常に貴重価値があるのではないかと。そういう面で、今、うきはブランド推進課長が、いろんな視点で答弁をさせていただいていることをぜひ御理解いただいて、私どもは、まさに逆転の発想で、あれを大きなうきはのブランドの拠点にするという思いがあるということをお理解いただきたいと思います。

それから、JR九州のダイヤ改正に及ぶ御提案がありました。私ども、JR九州活性化協議会の中で、久留米市長ともいつも連携を図りながらJR久大線の利用促進、あるいは日田市長とも連携をしながら、このJR久大線全線の活性化について、いろいろJR九州にも要望活動をさせていただいております。その中で、利便性向上というのは常に頭に置いてお話をさせていただいているところであります。なかなかダイヤ改正につながるものというのは、JR九州にとって財政負担も伴う大きな課題でございますので簡単にはいきませんが、そういう御趣旨の話も含めて、しっかり要望活動してまいりたいと思います。

なお、前段の、うきは駅前の対応については、うきはブランド推進課長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） ただいま市長が言いましたように、1点目の、うきは駅前の安全性の確保等についての御意見かと思っておりますけど、この点に関しましても、例えば、ななつ星のお出迎えとか、そういったときに関しましては、職員のほうも五、六名配置しまして、JR久大本線のほうからも職員さんが5名ほど来まして、駅構内についてはJR久大の職員の方で、外回り、駐車場とか、そういった部分については、うちのほうの職員等も配置しまして、安

全確保に努めておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （4）について質問。

先ほど、切符販売に対して5%いただくということでございますので、収益が切符販売に対するリベートのみとすれば、切符販売に対して、市当局及び市民は総力を挙げて切符販売の協力が必要なのではないかと。例えば市当局もできる限り、視察や出張等の折にはJRを利用するように心がけることはもちろん、市民にも各旅行及び各企業の出張等の折には極力JRを利用するように働きかけてもらいたいが、いかがか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 貴重な御意見をありがとうございます。

実は先日、観光協会との行政懇談会等の折の中におきましても、そういった意見が出されておりました。今後、市といたしましても広報等を通じて、やっぱりいろいろ、例えば新幹線を使ってどこかに行こうというふうな際、そういった際でも全てうきは駅のほうで買っていただければ、手数料が全て入ってきます。特に新幹線利用等については手数料が何か若干多いというふうにも聞いておりますので、ぜひともそういったことを、今後、啓蒙していきたいなというふうにも考えております。

ただ、うきは駅に入りまして、あそこの中に自動販売機の切符売り場があるんですけど、その自動販売機の切符で買いますと、それはJRのほうに行くということで、あくまで駅構内のほうに人がおりますので、そちらのほうに申し込んで買わないと手数料が入らないという、そういったところも含めて、機会がありましたら、皆さん方のほうからも、あそこで買いなさいというふうなことをぜひとも周知していただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 再確認で質問させていただきます。

1点目、以前、駅が委託になれば、観光協会も同時に駅舎内に移すということを聞いていたが、どうなったのか。

2点目、観光協会は駅運営に対してどのような仕事をしているのか。

3点目、駅長と観光協会会長のかかわり。

4点目、駅員の待遇及び業務内容はどのようになっているのか。また、駅員の服装はどうなっ

ているのか。例えば一般利用客との区別が一目でわかるように制服が必要だと思うが、いかがか。

以上、4点について質問。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） まず、最後のほうの駅員の服装ですけど、将来的に、やっぱりきちんとした形になれば、何らかの形でそういうことも1つの、服装か、例えば観光協会としてののっぴみみたいな、そういったものも1つの手段としては、やっぱり検討していくべきではないかなというふうに思っております。

それと、駅長と観光協会とのかかわりということでございますけど、先ほど言いましたように、駅長というか地域おこしブランド協力隊、そちらのほうの、うきは駅活用プランナーということで、今年度から1人来てもらっております。現在、主な仕事は観光プランナーということで、うきは市そのものを、各地をいろいろ回ってもらいながら売り込み、そういった活動に特に力を入れてもらっております。ただ、それも観光協会の職員と一緒に売り込みに回るというふうなことをやったり、また、観光協会の理事会、月1回必ず行われておりますけど、そういった会議にも職員と一緒にそういった中に入って、常に連携をとりながら、観光協会として、今、何をやっているのか、じゃあ、それを自分がどのように売り込んでいくのかというようなことで、そういったことを中心としてやってもらっておるところになっております。

それと、最初にありましたが、観光協会がどういった運営をしておるのかというところでございますけど、現実的には、今あそこに切符販売の人が1人、観光協会と契約というような形で今2人の方が交代で、当初3人でしたけど、今2人の方が契約で、ずっとあそこで切符販売を行っておるところであります。観光協会としては、そこで、あと、除草作業をやったり、先ほど言いましたように、プランターに花を植えて飾りつけをしたりと、そういったことを側面的に観光協会として携わっておるというような形での運営に今はなっておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （5）の駅長の勤務実態ということで質問しましたけど、普通、駅長と思えば、現場の駅におるとというのが普通ではないかと思うわけですよ。だから、そういう点、やっぱり考慮していただかんと、あそこはあんなんは、言葉は悪いんですが、あんなんは駅長ばい、駅長は何しよるとのというような意見をよく聞くから、やっぱり駅長なら現場にいてしかるべきではないかと思えます。いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはブランド推進課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（野鶴 修君） 最初の答弁の中にありましたと思いますけど、今現在、うきは駅に駅長という職域はございません。あくまで、うちの地域おこしブランド協力隊、駅長的な存在ということで将来的には考えていきたいとは思っておりますけど、うきは駅活用プランナーというところで、まず、うきは駅をどのように活用していくのかということとを専門的に考えてもらいたい。そして、将来的にあそこを拠点として何かできるのかというふうなことを今、考えて、いろいろ企画、そういったものについて考えてもらっておるところで、現在、駅長という肩書を持っているわけでもございませんので、そういった意味で、今うきは駅については、駅長はいないというところを御理解していただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） それでは、2番、筑後川温泉整備について。

平成27年3月議会において、現在、最後の詰めを行っているところで、今月中には完了する予定である。次年度は、以降においても地方創生にかかわる総合戦略の検討内容を踏まえ、温泉地域の活性化、さらに、うきは市全体への事業効果の波及も見据えた上で、できるものから実現させていただきたいとの答弁でしたが、そこで、質問、（1）筑後川温泉整備計画の進捗状況を伺う。

平成26年12月議会において、筑後川温泉、吉井温泉は、九州の玄関口となる福岡空港、博多港に近く、外国人観光客も気軽に訪れることができる位置にあるが、外国人観光客の受け入れ体制の強化を図っていきたい。観光庁の発表によると、仮にうきは市で定住人口が1人減少した場合、域内の年間消費額が減少するが、それを観光客の日帰りが1年間に79人、うきは市を訪ればカバーできる。宿泊客であれば24人でカバーできる。外国人の旅行客であれば、年間7人を誘致すれば1人減少のカバーができるという報告がなされている。これからも外国人誘致は非常に重要との答弁でしたが、（2）外国人観光客の受け入れ対策として、どういうことを考えているのか。

平成27年3月議会において、観光の案内機能、そして旅館の案内機能を強化した上で、旅館温泉地域の中での案内所のあり方について検討しなければいけないとの答弁でしたが、そこで、（3）旅館組合の組合事務所（案内所）の設置は考えているか。

以上、3点について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 筑後川温泉整備について、3点のお尋ねをいただきました。

まず、1点目が、温泉整備計画についての御質問であります。この件につきましては、昨年来、筑後川温泉旅館組合と協議を重ねてきたところであり、この中で、筑後川温泉入り口の看板については、デザインや企画について一定の方向性を明確にすることができましたが、それ以外の活性化対策については、旅館組合の方針や方向が定まらない状況であり、整備計画についても調整がつかない状況となっております。今後、協議を重ねて、早急に計画の取りまとめに向け、対応を図ってまいりたいと考えております。

2点目の、外国人旅行客の受け入れについての御質問であります。市としては、インバウンド対策として、英語表記の観光マップや英語・中国語・韓国語表記のパンフレット等を作成し、最低限の案内ができるような対策を図っているところであり、筑後川温泉旅館組合のほうでは、一部の宿泊施設では受け入れを進めているものの、全ての宿泊施設が積極的に受け入れを行うという状況までには至っておりません。これは言葉の問題もありますが、マナーや備品の盗難等の問題が各地で発生していることが背景として上げられ、今後、他地域での対応方法も参考にしながら対応を図っていくことが必要であると、このように考えております。

3点目、旅館組合事務所についての御質問であります。今の段階では旅館組合の事務所整備を市が行うことは考えておりません。現在、うきはブランド推進課の中に筑後川温泉旅館組合の事務所を設置しておりますが、市内の観光イベント等の情報が詳細に提供できるとともに、市の職員と連携して働くことができることから、リアルタイムにさまざまな情報を収集し、提供できるというメリットがございます。デメリットとしては、筑後川温泉内に訪れた観光客の皆さんに直接案内ができないということがあります。しかしながら、ICTの活用による情報提供も進んでいることもあり、案内所を設置するメリットや必要性について、今後、筑後川温泉旅館組合とも協議し、事務所のあり方について検討を行う必要があると考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （1）について、うきは市の総合計画の中に、温泉地の環境整備については関係団体との協議を実施していますとあるが、まずは、どこをどのようにしようとしているのか、また、関係団体とは、どのような団体のことか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今回の温泉整備の関連ですけれども、やはり温泉関係、観光に密接する部分でございますので、ソフトの部分が重要であります。したがって、地域の事業者さんが、いかにこれを対応していただくということが重要なこととなりますので、そういう観点から、いろいろな関係機関、関係の方々との調整が必要かというふうに考えております。そういう視点の中で

今、市と旅館組合、あるいは観光協会、商工会も含めて、活性化に向けて連携、協議を図っているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 昨年6月の議会からお願いをしておりますように、やはり一刻も早く実現に向けて取りかかっていたいただきたいと思います。できれば、いつごろまでに実現していただけるか、また、期日を明快にしてもらえば幸いですと思いますが、いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 温泉の活性化につきましては、9月の議会で議決いただきました、うきは市ルネッサンス戦略の中にも盛り込んでおりますし、今後の総合計画に基づく基本計画、この中でも位置づけて実施していくということになります。

それで、その事業につきましては、ソフト事業とはいえ、かなり多岐にわたって——内容がですね、ありますので、これは先ほども申しましたけども、その受け皿となります温泉旅館組合等との協議の中で、どこからできるかという形で、重要度、それと優先度、こういうところを勘案し、そして一方、ルネッサンス戦略の絡みになりますと、国の交付金事業との関係がございますので、国の制度の活用も考えながら、できるところから早急に進めていくと、こういうスタンスで対応を図っていければというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （2）についての質問ですが、平成27年8月27日の西日本新聞に、久留米市は来年4月から、市中心部でケーブルを使わず、インターネットで無料接続できる公衆無線LAN、Wi-Fiサービスの運用を始める。外国人など来訪者の利便性を高めるのが目的。海外旅行客がネットで情報を得る場合、Wi-Fiが整備されていないと高い通信料金がかかるため、外国人誘致に欠かせないサービスになっている。また、2012年度からサービスを始めた福岡市では、地下鉄の駅や空港など81カ所でできるようになっている。そこで、我が市でも取り組んでみてはどうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 久留米市のWi-Fi導入については新聞報道で承知をしておりますが、具体については副市長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御指摘がありましたWi-Fiですけども、道の駅につきましては既に導入されております。ごらんのとおり、道の駅は、ことしの1月30日に重点「道の駅」

に認定されまして、その後、日本政府観光局——J N T Oといたしますけども、そこの外国人対応案内所というものに、ことしの3月、認定されておりまして、そこで、やはり外国人の方の案内を強化するというようなことで今後さらに対応を図っていくということになります。また、一部、旅館の方におかれましては、独自にW i - F iを設置いただいたり、あるいは外国語の放送の受信装置を整備いただくとか、民ベースでもいろいろ御協力、対応いただいているところがございますので、うまく行政と連携しながら、今後、外国人の方々の対応について進めていきたいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （3）について、再度質問します。

組合事務所としての機能を十分に果たすためには、温泉地内に置き、かつ、利用者が多い土曜、日曜、祭日こそ窓口を開いておくべきだと思うが、いかがか。現在、旅館案内所として機能を果たしていないのではないか。いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 副市長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 案内所につきましてですけども、当然ですけども、利用者、観光客の多い土日に温泉地域の中で観光案内にかかわるニーズ、これがふえてくるというようなことはあるかと考えております。

ただ、問題は、観光客の方に対して、しっかりと、ちゃんと情報提供ができるかということが非常に重要なことになっておりますので、そのためには、まず体制をしっかりと整えて、そして観光提供、情報提供ができるような形で、まず持っていかななくてはいけないというふうに考えております。単に箱をつくっただけでは、なかなか機能しないということになると、かえってマイナスになる部分がございますので、体制整備も含めて、そして、それが温泉に置くほうがより実効的であるというふうなことが判断された時点で、この事務所、案内所のあり方については検討を進めていくということになるかと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 3番、旧老人福祉センターちかぜについて。

平成27年3月議会において、その後の活用については、しっかり検討部会の中で考えていきたい。できれば、民間活力の中で再利用というか再活用を考えたいとの答弁でしたが、そこで、

（1）旧老人福祉センターちかぜの再活用について、どうなっているのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 旧老人福祉センターちかぜの再活用についての御質問であります。御

質問の旧老人福祉センターちかぜと、隣接の旧うきは市社会会館については、平成26年12月議会において、廃止することで議会の承認をいただいたところでございます。この際には、厚生文教常任委員会で十分御審議をいただいたものと認識をしております。

御承知のとおり、ちかぜは昭和39年の建築、また、社会会館は昭和49年の建築で、両施設とも耐震基準を満たしていない状況であること、また、再建に多大な費用が必要等の理由で廃止に同意をいただいたものと理解をしているところでございます。

廃止後につきましては、厚生文教常任委員会からの附帯意見として、地域の活性化につながるように有効活用を十分検討すること等の指摘をいただいておりますので、御意見を尊重し、検討しているところでございます。しかしながら、具体的な活用方法については、現段階では決定をしていない状況であります。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 再質問。

今月4日に放送されましたNHKテレビの「特報フロンティア」、「自治体にお金がない。密着やりくり作戦」の中で、我がうきは市の脳健康教室が取り上げられておりましたが、そのことにも関連することだと思いますが、我が市には、民間、地域の人が運営しているパークゴルフ場があり、幸い近くに旧老人福祉センターちかぜもあることですので、ここを有効に活用すれば、パークゴルフ場の利用者の人たちも喜んでもらえるし、利用者がふえれば、ひいては、市も幾らかでも豊かになれるのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、番組の中でも言うておりましたが、自治体もこれからは自分たちで利益を生む方法を考えることが必要になってくるのでは。そういう意味では、パークゴルフ場を運営している西高見の活動はよい手本になるのではと思っておりますが、いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちかぜの再利用の1つの例として、パークゴルフ場を利用される方が、その後、温泉施設等を利用できないかという御意見かと思えます。そのことにつきましては、正式な申し入れはございませんけれども、一部の方からそういったお話があつておるのは聞いておるところでございます。

しかしながら、温泉施設を復活するに当たって、また多大な費用がかかるところでございます。先ほど市長が申しあげましたように、建物そのものが耐震基準を満たしていないという状況でございますので、市といたしまして、あの施設を部分的にそういった復活させるに当たりまして、どうしても慎重にならざるを得ない。多大な費用がかかる可能性が十分あるということで、現段

階では、そういったことにつきましては、お話には聞いておりますけども、実現的なものにつきましては非常に難しいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 4番、うきは市総合教育会議について。

平成27年6月議会において、うきは市についても、近々しかるべきときに総合教育会議を行いたいと思っているとの答弁でしたが、そこで、（1）総合教育会議は開催されたのか。開催されたなら、いつ、どこで、どういう内容だったのか。

（2）うきは市総合教育会議設置要綱、平成27年4月1日施行となっているが、総合教育会議設置要綱の内容を伺う。

以上、2点について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市総合教育会議について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、総合教育会議の開催の有無と、その内容についての御質問であります。総合教育会議につきましては、第1回をことしの7月23日に開催し、第2回を10月27日に開催しており、これまで2回の開催となっております。

第1回は、総合教育会議としての初めての会議ということもあり、市長である私と教育委員の方々との間で本市の教育に関する率直な意見の交換会を行いました。主な内容につきましては、現在の市内小・中学校生の学力についての情報交換など議論が交わされたところがございます。この第1回の会議では、市の教育大綱を策定すること、次回の会議で、うきは市における特色ある教育をテーマに意見交換すること等の2点について決定しております。

それを受けまして、第2回の会議では、第1回の会議を受けて、特色ある教育をテーマに、うきは市における特色ある教育とは何かについて、私と教育委員会の皆様との間で相互に意見を交換する中で、教育大綱に反映すべき視点を議論していただいたところがございます。今年度中、あと1回、年を明けて2月ごろに開催を予定しているところがございます。

2点目が、総合教育会議設置要綱の内容についての御質問でありました。総合教育会議設置要綱につきましては、第1条から第8条で構成されております。第1条に、会議の趣旨として、市長と教育委員会の協議調整として、効果的な教育行政を推進することをうたっております。第2条に、会議の組織について定め、市長及び教育委員で組織することをうたっております。第3条に、会議を市長が招集し、議長に当たることを定め、第4条に、意見聴取として、関係者や学識経験者から意見を聞くことができることを定めております。第5条では、会議の公開をうた

い、第6条は、議事録の作成と公表、第7条は、庶務を担当する部署を定め、第8条が、補足事項となっております。そして、附則として、この要綱が平成27年4月1日より施行することを定めているところでございます。

以上が、本市の総合教育会議設置要綱の内容でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） （2）について、4点ほど質問させていただきます。

①趣旨。第1条の、必要な事項を定めるものとなっているが、必要な事項とは何か。

②会議の公開。第5条、会議は公開するものとなっているが、傍聴は何人でもよいのか。

③議事録の作成及び公表。第6条、市長は議事録を作成し、公表するものとなっているが、どのようにして公表するのか。

④補足。第8条、総合教育会議の運営等に関し、必要な事項は会議が別に定めるとあるが、必要な事項は会議が別に定めるとはどういうことか。

以上、4点について伺う。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） まず、第1条関係ですけれども、趣旨ということでございますけれども、今回、総合教育会議が全国的に法制化されまして、それぞれの市町村で設置されたところでございます。構成の内容につきましては、首長、それから教育委員という構成でございます。趣旨というのが、やはり今まで教育委員会制度というのがございまして、教育委員長あるいは教育長の立場というのが、どちらかという、どちらに責任があるのかというのが不明確な部分がありました。今後の総合教育会議におきましては、そういった部分をきちっとする形で設置をされたところでございます。

それにおきまして、うきは市におきましては、今後のうきは市の教育施策の中でこういった方向でやるべきかということはこの教育会議で示していく。その1つとして教育大綱等を定める。そういったのがこの教育会議の主かと思っておるところでございます。

また、公開の仕方につきましてはですけれども、今回2回の開催を行っておりますけれども、市役所内の2階の庁議室で開催をいたしました。開催の入り口のところに教育会議を開催しておるという表示を行ったところでございます。部屋の半分を傍聴される方の部屋という形で確保いたしました。2回の会議におきましては、傍聴される方は、それぞれ2回の会議ともいらっしやらない状況でございました。

それから、議事録の公開の方法ということでございますけれども、議事録につきましては、市

のホームページを通じまして第1回、第2回の議事録については公表をいたしておるところでございます。

それから、第8条の補足の部分の御質問につきましては、会議の中で必要があった場合に別に定めるということで、会議の内容に応じて定めていくということでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 昨日の西日本新聞によると、久留米市は、市の教育目標や方針を示す教育大綱を発表した。対象期間は2019年度までに5年間、基本理念、基本方針が作成されたが、我が市でも大綱はできたのか。もし、できているならば、その内容をちょっと伺いたいんですが、再度。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 久留米市が教育大綱を策定した話は新聞報道で私も承知をしております。

うきは市におきます対応としましては、先ほど答弁させていただきましたように、教育大綱をつくるということで今、議論をしております。来年2月に第3回目の会合を開くようにしておりますので、その後に、今年度中に教育大綱をつくってまいりたいと思います。

その折、やはり先ほどから答弁させていただいてますように、うきは市の特色ある教育とは何ぞやということを徹底的に今、議論をさせていただいております。キーワードは、子供の視点で考えますと、やはり学力向上をどのように図るか、もう一つは、社会を生き抜く力をどのように養うか、これが大きなポイントであろうと思いますし、また、あわせて、家庭、地域の教育力の低下がいろいろ御指摘されているんですが、この家庭、地域力の教育力をどのように向上するのか、ここらのところが大きなポイントになってくるのではないかと承知をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 以上、質問を終わります。時間なのでいいです。

○議長（岩佐 達郎君） これで、5番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。午後1時30分より再開します。

午後0時15分休憩

午後1時29分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、4番、中野義信議員の発言を許可します。4番、中野義信議員。

○議員（4番 中野 義信君） それでは、議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を

させていただきます。きょうは4項目ほどさせていただきたいというふうに考えております。

まず、1点目の、環太平洋連携協定、いわゆるTPPについて質問をいたします。

今月4日に福岡県内のJAなどの対策会議の中で、県選出議員、国会議員の7名ですね、自民党ですけれども、出席した意見交換会で、出席した複数の議員がTPPに対し、不本意な結果となり申しわけないと陳謝をされたと。さらに、完全な意味で国会決議が守れなかったという、議員からの発言があったと西日本新聞に載っておりました。

政府は市場を開放して農産物の競争を強化し、輸出を拡大して、農業を成長産業に育てていくということですが、農業は食料の安全保障や国土を守るという多面的な機能があることを忘れてはならないというふうに思います。何でもかんでも国際化と言われるが、土台はやっぱり日本は島国でありますので、耕作地も狭いし、段々畑が多いわけです。農家の経営面積ですね、1戸当たり、他国に比べまして、今12カ国との環太平洋の連携協定の話ですが、ほかの国と比べまして、比べものにならないほど、日本での一農家の平均面積は約2ヘクタールということでございます。これは水田から果樹園、畑ですね、といったところの面積ですが、これは資料によっていろいろ違うわけですが、大体アメリカでは170ヘクタール、それからカナダでは315ヘクタールというようなことが載っておりました。うきは市の農振地域での水田面積が千五、六百ヘクタールということでございますので、カナダの1戸当たり300ヘクタール以上になりますと、単純に比較すると大体5軒ぐらいでいいというようなことになります。

このような条件の中で、国際化と言うけれども、なかなか図れるわけがないというふうに私は思います。また、農業者を中心とした調査では、国会決議は守られたのかという、決議に違反しておるのではないかとということもございますけど、これは農業新聞によりますと、やっぱり農家での考えは、違反、いわゆる国会決議を守れてないというのが69%であったと載っておりました。安倍総理大臣は、国会決議は守れたということでもありますけれども、非常に受け取り方が違うと。食料の自給率、自給力は国是と言われる中で、2025年ですね、政府は食料自給率の目標、45%ということと言われておりました。現在、先進国の中で日本が最低で39%ということですが、これが30%を将来的には切るのではないかとというような見方もあります。世界的には人口が非常にふえておるわけですから、食料自給率が下がるのが、国の安全・安心が脅かされるという、危惧されるというようなことでございます。

政府は、農村等の人口減少をとめて、地方をあらゆる面から元気づける対策、地方創生を打ち出しております。地方が元気になることが、日本が元気になるということで、地方創生は日本の再生であるというふうに期待をしておったところでございます。しかしながら、今のTPPへの進め方は地方創生には逆行しているようであります。

全国の農協大会が10月に東京で開かれました。そこで安倍総理が挨拶の中でいろいろ言われ

ておりますけれども、農業者の中からは、首相は二枚舌じゃないかというようなやじが多く飛んだというふうに聞いております。

そういった中で、(1) TPPの大筋合意から2カ月余り、これは10月5日だったと思います。企業のビジネスチャンスが広がるという一方で、日本農業にとっては厳しい内容となっているというふうに思います。国内農業の影響が大きいとされていた重要5品目については、国会決議違反というふうに見ております。いわゆる地方創生というのに逆行しておると。まだまだ最終決定ではないということでございますけれども、国政の場でいろいろ検討されておりますけれども、地方の市長として所見をまずもって伺いたいということでございます。お願いいたします。

○議長(岩佐 達郎君) (2)も続けて、(2)をお願いします

○議員(4番 中野 義信君) (2)もありますけど、また(2)は別にさせていただきたいと思います。(2)というのは、これはアンケートの結果ですから、まず、市長の考え方を聞いてさせていただきたいなと思います。

○議長(岩佐 達郎君) 市長。

○市長(高木 典雄君) ただいま、TPPの大筋合意についての御質問をいただきました。

昨日の江藤議員への答弁と重複いたしますが、その内容は農業者に受け入れられるものではなく、特に聖域と呼ばれる農産物重要5品目——米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物については、内外格差が大きい中で聖域を守ったというものの、段階的に関税率が引き下げになるなど、到底容認できるものではありません。

市といたしましては、これまでどおりTPP反対の考えでありますし、にじ農業協同組合等からも反対に関する緊急要請書をいただいているところであります。引き続き、関係各機関と連携して、TPPの問題について取り組んでいく必要があると考えております。基幹産業が農業である本市にとっては、TPPが地方創生の逆風とならないよう、地方経済や地域農業に与える影響について十分検討を行い、対応を図っていく必要があると、このように考えております。

○議長(岩佐 達郎君) 中野議員。

○議員(4番 中野 義信君) 今、市長が申されましたように、きのうの7番議員の質問の中で、市長はTPPについては反対だということを述べられましたので、私も大変心強く思っております。

2番目に、このTPPについての、共同通信社が47都道府県知事と1,741の市町村長にアンケートをとった結果、北海道、東北、九州を中心に反対が15道県で多数を占めたとある。全体では、反対が36.9%、賛成が23%、どちらとも言えないが39.5%となっているということでございます。

都道府県ごとに見てみますと、自治体の賛否を見ると、76.6%が反対した北海道を初め、

東北、九州を中心に15道県で反対が多数を占めたと。賛成が多かったのは奈良県など4県にとどまっているということでございます。

全体で、反対理由は、農家が立ち行かず、食料自給率が低下するというのが約6割ということで最も多いわけですが、米など重要5品目の関税撤廃の対象から外すよう求めた国会決議が遵守されないおそれと、続いて、影響分析などが不十分で大筋合意は時期尚早との回答が多かったということになっております。

この結果から見てわかるように、地方では将来の農業政策が非常に不安であるということがうかがえるわけでございます。

このアンケート結果につきましては、うきは市の市長はどう答えたかということとはわかりませんが、大体そういったことをここで聞いたかったわけです。しかしながら、反対を、きのうの中で表明をしておりましたので、それはそれでいいわけですが、このアンケート結果につきまして、市長の考えを全体的にお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 共同通信社が実施したアンケート結果についての御質問であります。共同通信社のアンケートについては、ことしの10月から11月にかけて実施されており、47都道府県知事と1,741市区町村長を対象とし、96.6%に当たる1,732自治体から回答があったものであります。都道府県や市区町村によって環境も異なり、捉え方はさまざまだと思いますが、これだけ多くの自治体から回答が見られたことは、TPPへの関心の高さを示唆するものであると考えております。

集計結果では、どちらとも言えないが最も多くなっておりますが、今後、地方経済や地域農業に与える影響について、国等からの詳細な情報提供を受け、しっかり検証した上でTPPに係る対応について見据えていくことが重要ではないかと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 国のほうでいろいろ検討されておりますので、地方の声が届かない面もあるかというふうに思いますけれども、うきは市の市長では、そういったことですから非常にありがたいというふうに思っております。

やっぱりうきは市の農業の振興、そういったものが今後、農村の活性化になるというふうに思います。うきは市では、ことし6月に株式会社レインボーファームを設立して、農業振興なり、農村の活性化に関する事業を行って、まず、新規農業者の育成のため、ハウス施設を建設しましてトマトが作付されまして、きのう、初出荷であったというふうに聞いておるところでございます。この事業につきましても、ぜひとも成功を願っておるわけです。TPPにつきましては、J

Aと農政連盟で議会宛て請願書が提出されておりますので、そのことを申し添えまして、次の質問にさせていただきたいと思っております。

次に、2番ですけれども、市立小・中学校のエアコン設置についてということで、関連しておりますけど、まず、1番だけの、本年6月に私が議会の中で、市内全校で温度測定をお願いしたということのいきさつがありますので、まず、温度測定の結果について、教育長にお尋ねをしたいと思っております。どうぞお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 3項目まで続けていってください。

○議員（4番 中野 義信君） それでは、その結果によって、また言うつもりでございましたけれども、2番目に、学習環境については、学校環境衛生基準で教室等の温度については10度C以上、30度C以下が望ましいということになっております。学習に集中できる環境改善を計画的に進めるべきではないかと。これは、きのうの10番議員ですか、の中でもありましたように、やっぱり環境改善をやって、生徒が勉強しやすいようにしていくのが本当じゃないかなということでございます。

それから、3番目に、吉井中学校の場合、空調設備を前提とした建物であるというふうに思います。これは施設整備の責任者としてどう考えるのか。これについては、市長の答弁をお願いします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） まず、温度測定の結果についての御質問でございますが、教室等の温度につきましては、学校環境衛生基準では10度C以上、30度C以下であることが望ましいとなっております。

本市におきます実態を把握するため、本年6月から市内の全小・中学校を対象に、測定教室を決めて13時ごろの室温調査を行っています。6月15日から9月15日間の室温測定結果では、31度C以上が、千年小で5日、吉井小で5日、福富小で3日、江南小で4日、小塩小で2日、姫治小で5日、妹川小で3日、山春小で3日、大石小で5日、御幸小で4日、吉井中で15日、浮羽中で6日という結果が出ています。

2点目の、環境改善を計画的に進めるべきではとの御提案ですが、本来であれば、地球温暖化が進み、各家庭にも空調設備が設置される中、各学校に空調設備を設置することが望ましいことですが、財政的にも難しい面があり、将来的な財政状況も勘案しながら計画的に環境改善を進めるべきだと考えています。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 3点目の、吉井中学校の施設整備についての御質問であります。吉井

中学校の建物の構造は御指摘のとおりだと承知をしております。うきは市ルネッサンス戦略におきましても、うきはっ子夢・学力向上プロジェクトの関連施策である教育環境整備の一環として、空調機器設置設計に係る委託事業、空調施設の導入手法の検討について位置づけを行っております。

このような中、本年度は吉井中学校の特別支援学級に空調設備を設置したところであります。財政的に厳しい面があるところではございますが、今後、地方創生に係る新型交付金事業や文部科学省の学校施設環境改善交付金事業で実施できるかどうか検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、教育長のほうから、温度測定をした結果が発表されました。ことしは特に冷夏、長雨ということがありましたので、昨年のように吉井中学校の4階では30度を超えた日が34日間調査をして32日あったということでございますし、さらに、室内の最高温度は38度だったということで前回申し上げたとおりでございます。今回は、そういった関係で全体的に低かったものですから、各学校の差というのが余り出てないというふうに思っております。

厚生文教常任委員会でも、ことしは8月7日に吉井中学校と浮羽中学校の調査を行っておりますが、当日は吉井中学校の4階の教室で38度ということであったというふうに聞いております。吉井中学校については、建設時から、建物の構造上、風通しが悪く、高温になるなど、夏場に教育を受ける環境としては問題があり、早急にエアコンの設置をすべきだということで委員会では結論づけられております。また、吉井中学校以外の小・中学校についても、優先順位をつけて環境改善に取り組むことが望まれるということで、このことについては、11月1日発行のうきは市議会だよりに掲載をしていた内容でございます。

それから、学習環境につきましては、これも前回申し上げましたように、地方教育行政法の中で、教育委員会の役割として、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関することをうたっております。学校環境衛生基準では、先ほど教育長が申したとおり、10度C以上、30度C以下ということが望ましいということになっておるようでございます。そのことから、やっぱり学習に集中できる環境を計画的に進めるべきであるというふうに考えるところでございます。計画的にというと、答えが、いつごろにどうなってどうなるのかということが出てこないわけですが、再度、今申し上げたような内容について、教育長の考えをお尋ねしたいと思います。

計画的にというのは大体、例えばこういうふうに、こういうふうというようなことでお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど議員が指摘されました厚生文教常任委員会の視察の件、まさしく4階で38度と。あるいは、2階、3階が35度であったと。そういったことを承知いたしているところでございます。

計画的にという分につきましては、先ほど市長が答弁されました、うきはっ子夢・学力向上プロジェクトのルネッサンス戦略の中で、まず、中学校にエアコンを設置し、学力を向上できる教育環境を整備というのが備考欄のほうに記載させていただいているところでございます。そういったことを含めまして、計画的に環境の改善を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 私が9月、前回、質問した後に、福岡市が27年度夏までに143の小学校、28年夏までに63の中学校の全てで整備し、夏休みを短縮して授業時間をふやすという記事が載っておりました。市議会では——福岡市の市議会ですね、学力向上が期待できるという声載っておったようでございます。久留米市につきましては、前回のときに申し上げたとおり、全てエアコンはつけられているということでございます。

学習環境の整備がされていない、うきは市と、されております小・中学校の学力の差が出ないかというような質問をいたしましたけれども、それは集中力がなくなるから、三十七、八度ぐらいになりますと、そういった意見があるが、教育長は前回、因果関係はわからないというふうに言われました。これは誰でもわからないというふうに思いますが、きのう、10番議員の中から、学力テストなり調査の質問があっておりましたけれども、筑後地区の中学校は何校あるのでしょうか。その中であって、吉井中学校なり浮羽中学校は、その学力調査の結果、何番目であるかということをお尋ねしたい。

さらには、教育委員会及び学力向上委員会では、学力の向上とあわせて学習環境の意見は出なかったか、教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません、北筑後管内の中学校数について、ちょっと今、手元に資料がございませんので。

学力の学校別順番というのは基本的に公表いたしておりませんので、大変申しわけありませんが、その点につきましては控えさせていただきますと思います。

それから、教育委員会での論議につきましては、学力向上はもとより、教育委員も学校訪問で各学校を回っておりますので、特に吉井中学校等の環境については論議をいたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（４番 中野 義信君） 中学校での何番目かということは公表できないということで、それはそれでもいいですけども、聞くところによりますと、吉井中学校なり浮羽中学校なりは、順位としては非常に低いという話を聞いておりました。

それから、吉井中学校の場合は、先ほど言いましたように、建物は浮羽中学校より新しいわけですけども、空調が設置されてないもんですから、責任者の関係で市長なりにお尋ねします。先ほどいろいろ回答はあっておりましたけれども、前回のときは耐震装置の関係が、これは一番急ぐということでございました。ことしは浮羽中学校なり千年小学校で一応全て完了ということでございますので、環境改善ですね、市内全校をやっぱり一遍に改善するという事は望ましいわけですけども、やっぱり財政的に無理だということはわかります。だから、今回、特に温度調査をお願いして、環境の悪い学校から計画的に進めるべきだということを思い、温度調査をお願いしたところです。

市長は、地方創生の中でするとか言われておりますけれども、子供・子育て環境整備というのが重要な課題であると。トータル的に考え、エアコン対策についてももしっかり対応していきたいというふうに回答があっておりましたし、教室については、今、既にされて、エアコン関係をつけてあるところもあります。やっぱり、一般に勉強するところの教室がまだないわけですね、エアコンが。地方創生の中で、前回もするということと言われておりましたけれども、そこら辺のところは、どのように、いつまでに検討するのか、そこら辺がもっと具体的に答えてほしいというふうに思います。

前回も申し上げましたが、やっぱりエアコン設置についてはお金もかかりますし、また、後の管理もかかるわけですけども、やっぱりある程度具体的に、設置についてはどのくらいかかるのか、そういったものが出てこない、なかなか前に進まないのじゃないかというふうに思うわけでございます。地方創生の中でやるとかいろいろ言われておりますが、いつごろまでにどうするのか、もうちょっと市長としては、これのやっぱり環境整備については最終的には責任者であるというふうに思います。もっと具体的に進めていかないと、生徒さん方はやっぱり毎年、吉井中学校では150人ぐらい卒業していくわけですけども、どんどん延びていくような感じがいたします。

それで、これから先については、地球環境というのは、これはますます温暖化になるということとは大体報道されておりますので、恐らく何年度には何パーセントという数字が新聞とかにも出ておりましたけれども、そういった意味でやっぱり改善をしていただきたいというふうに思うところでございます。

市民の間からは、学習環境整備の責任者というのは市長なり教育長であるというふうに思いますけれども、自分たちの部屋は29度に設定しておると。一番大切な、うきは市を担う子供たち

は暑い教室の中で勉強しておると。財政的に問題はあるというふうに思いますけれども、やっぱり改善をできないなら、市長室なり教育長室はクーラーを入れないくらいの気持ちが欲しいのではないかと、そういった意見が市民の間からあるわけですから、そういった意見に対しまして、それぞれどういうふうに思っておるか、お尋ねをしたいと思います。まず、教育長のほうからお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） きこの御答弁の中でも申し上げましたが、私としては、子供たちによりよい教育環境を提供したいということは常に思っております。そういう、今、議員が言われましたような御意見があるということは受けとめさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の空調施設整備、小・中学校の空調施設整備の御指摘については、議員からは、ことしの6月議会でも御指摘をいただいております。

ちょっと今までの経緯を振り返らせていただきますが、たしか平成24年3月の議会で、市民グループから小・中学校の空調施設整備についての陳情が寄せられて、本議会の中でこれが不採択になっているという実態があります。その後、たびたびこういう形で一般質問の中で、やっぱり子供たちの環境整備の一環として空調施設整備を図るべきではないかという御指摘を多くの方からいただいて、ことしの9月議会におきましては、厚生文教常任委員会からの閉会中の継続審査の中で詳しく議員の皆さんから、ぜひ進めるべきだと。この間、ここ二、三年、議員の皆さんで、まだまだ財政負担が伴うから、平成24年3月に不採択されたような御意見は聞いてませんので、我々としても、ぜひ、議員の皆さんの御理解もあるものと思って、いろいろ検討は進めさせていただきます。

とにかく、やっぱり一番ネックになるのは財政的な制約でありまして、相当の予算を必要とする。まずは設備するための投資経費、そして毎年毎年のメンテナンスとか維持管理費ということで、合わせますと相当の金額になります。もちろん、そういうのはちゃんとはじいておりますが、要は単独事業で市民の皆さんの税金だけでこの経費を賄うというのは非常に厳しいということです。先ほどから答弁させていただいてますように、まだ形が見えないんですが、地方創生に係る、来年度からの新規事業であります新型交付金事業、あるいは過去からあります文部科学省の学校施設環境改善交付金事業がございます。この文科省の事業につきましては、ここ数年、ずっと補正予算で何とか全国の自治体の要望を賄ってたところがあるんですが、26年度の補正予算が急激に減少した影響があって、例えば近隣でいきますと、小郡市がこの事業に手を挙げて、その準備を進めていたけれども、この国の補助金がとれなかったと。したがって、この計画を取り下げたという経緯も聞いております。

結論から申し上げますと、ぜひともやっぱり国の補助金を活用しながら、ぜひ、将来を担う子供たちが学力向上に資するような、勉学にいそしむための環境整備というのは、しっかり視野に入れて検討していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、回答されましたが、24年3月に議会で不採択になったというように私も聞いておりますが、そのときのことを先輩議員なりに聞いてみますと、クーラーだけの請願じゃなかったというふうに聞いております。それで、ほかに何項目も要請事項があったから、全体的に不採択になったというふうに聞いておりますので、それがどんなかということとはわかりませんが、そういうふうに聞いております。

それで、国の事業にそれは乗せないかんですけれども、なかなかいつに乗るかかわからないような今の状態であるというふうに思いますけれども、やっぱり当初から申し上げておりますように、全校ということは全くできないというふうにはわかります。それで、温度調査をしましたのは、やっぱり環境の悪いところ、吉井なら吉井中学校からでも、やっぱり1カ所でも進めてもらいたい。そしてまた、吉井中学校が全体的にできんなら、温度調査を見てみますと、2階、3階はそうでもないようですね。ですから、特に4階が非常に高いと。というのは、構造的にいろいろ聞きますと、南側に屋根があつて、その照り返しというか、そういったものもあるし、全然、植木とか、そういったものもないから、そういった面で4階が非常に今、高いと。数字的にも出ております。ですから、全校、吉井中学校が全部できないなら、その4階だけでもやっぱり少しでもやるということならば、そんなに金額的には私がかからんのじゃないかなというふうに思うところでございます。

インターネットなどで調べますと、光冷暖システムというのがあるそうですけれども、これがいいかどうかというのは私もわかりませんが、発熱体と壁・天井に特殊セラミックを混入して、室内環境を調整するというようなことがインターネットでは出ておったようでございます。

うきは地区全部一緒にせんと、いろいろ父兄からの何であそこだけじゃろうかというふうになってくると思いますね。あそこだけ何でせなんじゃろうかち。ですから、そのときにはやっぱり温度調査をしておりますから、やっぱり父兄あたりの説得については、やっぱり環境の悪いところからやらないかと。そして、しかも、吉井中学校が一番悪いわけですから、その中で、費用がないなら4階だけをやっぱりやるとか、そういった、少しでも進むようなことで。

国の補助金というのは、いろいろ探してやっていただきよりも、そこら辺はどんなんですか。もちろん、4階だけすると、それも意見が出ましよう。何で4階だけかというようなこと、それはわかります。しかしながら、それだけを待ったって、全く進まんような感じがいたしますので、そういったことはどんなですか。4階だけでもやるとか、そういったことは考

えられないのですか。お尋ねします、市長に。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、めり張りをつけて施設整備を図っていったらどうかという貴重な提言をいただきました。議員も御指摘されているように、なかなかめり張りのつけ方が、どう学校側に——学校側というか父兄も含めまして御理解いただけるかというところもございますので、そこらについては、しっかり議員の御指摘は承りまして検討していきたいと、このように考えてます。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） それでは、今言いますように、やっぱり、できない、できないということじゃなくして、何かできる方法はないかということを考えていただいて、確かにこれは保護者とか市民とか、いろいろ意見があろうというふうに思いますけれども、よそでは全館冷暖房というようなことも出てこようと思いますので、特に暖房よりも、やっぱりクーラーのほうが必要じゃないかなというふうに思うところでございます。きのうも言いましたように、暖房については、もう少し着込めばいいわけですから、暑い場合はなかなか難しいので、そこら辺のところも踏まえながら、ぜひとも一歩前進をしていただきますようお願いをいたしまして、エアコンの関係については終わらせていただきたいと思えます。

次に、姫治地区の市営住宅についてということを出しておりますが、姫治地区の市営住宅の入居条件や優遇措置はないかということで、以前、質問をしたことがあります、特定の規定は設けていないということで、なかなかできないということの返事でありました。そのことにつきまして検討してほしいというふうに要望を出しておりましたが、その後、検討されたのかどうか、市長にお尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、姫治地区の市営住宅の優遇措置について御質問をいただきました。平成26年の第4回定例会で御質問をいただいた件の、その後の検討について回答いたします。

姫治地区には4団地15戸の市営住宅を有しております。国土交通省及び福岡県の担当部局に確認した結果、うきは市で整備されている市営住宅は、全て公営住宅法に基づき国の補助を受けて建設したものであり、入居資格や家賃の算定など公営住宅の管理等に関することは公営住宅法の規定に基づいて取り扱う必要があることから、優遇措置を設けることはできませんとの回答を得ております。

このようなことから、市としましても、公営住宅法を逸脱するような優遇措置を設けることはできないものと認識をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 前回は申し上げましたように、浮羽町時代の平成11年度から13年度にかけて、姫治地区の移住促進を図るために一戸建てを15戸建てられています。その中で、退居された方のいろいろ話を聞きますと、当初、建てられたときにはいろんな約束事もあったように聞いておりますけれども、そんな書類はないということと言われたということでございます。しかし、住宅そのものが、やっぱりそれぞれの校区での学校運営なり活性化になっているということは事実であるというふうに思っております。また、校区の活性化のためならということで、土地の持ち主についても、喜んで提供したいというふうに応じていらっしゃるというふうにも聞いております。

平地にも市営住宅がありますので、難しい問題というものはあるかもしれませんが、姫治地区では交通の便とか条件面では非常に不利な面があります。いつの新聞かということは覚えておりませんが、山間地の多い添田町では人口減少が大きく、いろんな条件がありますが、町内に移り住んでもらうために宅地の無償提供をされたという記事が載ってありました。それから、これは市営住宅全体のことでございますけれども、インターネットで調べてみますと、若者定住促進補助として、結婚を機に町内の賃貸住宅に入居を希望する若者夫婦を対象に家賃の一部を支援する補助金交付事業や、転入世帯及び新婚世帯の定住促進のため、民間賃貸住宅の家賃の一部を助成している行政、また、Uターン、Jターン、Iターンですね、就業者の家賃補助、いわゆる民間の借家、アパートなりも含むわけですが、いろいろと実施されておるようでございます。聞くところによりますと、以前は山梨市ですか、については、旧村内の地域に対して、過疎化対策としての定住促進ということで家賃を補助していたという例もあったというふうに聞いております。

市営住宅については、先ほど市長が言いましたように、公営住宅法というのがあってできないというふうに言われておりますが、それはわからなくてもいいわけですが、やっぱり市の管理条例あたりというのは絶対変えられないというものでは私はないというふうに思います。それは、それぞれのその市の考え方によって変えられるというふうに思いますし、やっぱりそういったことについては市長が、どの部門といいますか、どれを市長として強く進めていくか、そういったことによる、いわゆる政治判断、やっぱりそういったものがあるのじゃないかなというふうに思うところでございます。

やり方については、公営住宅法の補助を受けておるからということでございますけれども、そこら辺の詳しい内容についてはわかりませんが、いずれにいたしましても、方法については、例えば当たり前徴収して、また別の名目で補助をすとか、そういったことはいろいろ考えられるんじゃないかなというふうに思います。そのまま家賃をぽんとそこで下げるとか、そういつ

たことはできないということはわかりますけれども、何かそこに知恵を出して、そういった活性化のために、そこで定住するように、やっぱりそういったことを考えていってもらいたいというふうに思うところでございます。

全体的には、地方創生というのは、やっぱり地方の人の流れを生み出すというようなことであると思いますので、地方は地方の特徴を生かして政策を実施していかなければならないというふうに思います。うきは市の定住なり、あるいは姫治地区の定住を図るために、やっぱりいろいろなことを考えていただきたいというふうに思いますが、再度、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員が御指摘されているように、これから地方創生を図る上でいろんな優遇措置を設けるとするのは、非常に大きな課題だとは思っています。

ここで、公営住宅の入居者に対する優遇措置を設けている事例について、私なりにいっぱい調査しております。例えば最近、若者の移住がふえていることで注目されています長野県の下條村では、村営住宅の入居者募集に当たり、対象者を子供がいる者、あるいは、これから結婚をする若者に限定しております。これは、当該村営住宅が国の補助金を使わず、単費で整備されているからできることであります。

うきは市におきましては、さきに申し上げたとおり、市営住宅は公営住宅法に基づき国の補助を受けて建設したものであることから、制度的にできないものであるということは御理解をいただきたいと思っております。しかし、市営住宅から離れたところで、議員がいろいろ提案されているものについては、いろいろ地方創生の観点からでも、今後、検討していく大きな課題であると思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） いろいろ方法はあると思っておりますけれども、公営住宅法はそういうことであるというふうでございまして、やっぱり別な面で考えていくとか、そういった方法もあると思っておりますので、ぜひとも御検討をお願いいたしまして、姫治地区の市営住宅につきましては終わらせていただきたいと思っております。

次に、改正道路交通法の施行について、周知徹底についてお願いします。

自転車の事故を防ぐために、これは前回、櫛川議員ですか、が質問として出しておったようですけれども、自転車の事故なりがふえておりますので、交通法の改正が6月1日になされております。今までに自転車の関係の事故を防ぐために、平成23年9月に自転車道、歩道で自転車を一方通行とする規制標識の新設がなされておりますし、平成25年12月には車両の路側帯通行に関する規定整備、1つ目には、道路の左側部分を通行すること。自転車の右側通行はいけません。違反者に罰則規定が発せられたと。それから、2点目に、自転車の検査などに関する規定

の新設。ブレーキのない自転車に乗ってはいけませんというようなことで改正がなされてきております。

今回は、御存じのとおり、自転車の運転による交通の危険防止にするための講習に関する規定の整備ということで、一定の違反行為、14の危険行為に対して示されておるようでございますが、2回以上摘発された場合は、自転車の運転者は公安委員会の命令を受けてから3カ月以内に講習を受けなければならないと。従わなかった場合は5万円以下の罰金ということになっておりますので、ことし、6月1日から改正された道路法ではそういうふうになっております。

市民への周知ですね、これは広報だよりのほうにも、10月号にも、「知っていますか 自転車の交通ルール」ということで載っておりますけれども、今は非常に小さいときから自転車を買って与えて乗っておりますね。例えば四、五歳ぐらい、もう小学校に入る前から乗っております。そして、自転車についても、1人で何台でも、小さいときなり、小学校に入ったときなり、中学校に入ったときなりということで、買いかえながら乗っておるというようなことでございますが、なかなか学校関係については教育長の管轄ですから、そちらのほうでいろいろ指導はされておると思います。そのほか一般で、そういった小さい、保育園なりについてのところは、これは保護者あたりでないと子供に言うたっちゃわからんもんですから、そこら辺のやっぱり安全ですね、そういったものを徹底してもらいたいという。例えば保育園での保護者あたりまで、やっぱりそういうことを話していくとか、そういったことが必要じゃないかなというふうに思います。

なぜ、さらに申し上げたかといいますと、やっぱり市民の方から私ども、いろいろ言われるわけですよ。あれ、改正法については、学校あたりのやつがまだ徹底しとりゃせんとじゃねえかなということの声もいただきました。それで、中学校あたりは規定がぴしゃっとやっぱりできとりますですね。そのとおりにやっぱりやればいいんですけども、なかなかそういうわけにはいかんもんですから、やっぱり自転車運転での規定なり、それから、通学路というのも決まっておりますですね。どこに行つてという。そういったところが、やっぱり繰り返して、繰り返し繰り返し教育していかなと、生徒もかわっていきますし、そういうことだと思えます。市民の方から特に言われておったのは、中学生が自転車で並んでいく、2列、そういったものがまだよく見かけるき、非常に危険であると。それで、やっぱり事故が起こってからでは遅いと。ですから、もっとそこら辺を徹底するように議会でも話してほしいというような意見がありましたから、私は、前回、櫛川議員が申されましたけれども、また今回そういうふうに今しておるわけです。そのことにつきまして、全体的には市長の考え、それから学校関係については教育長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 改正道路交通法の施行による市民への周知についての御質問であります

が、本年度9月議会の一般質問におきまして、櫛川議員より自転車のマナー向上の取り組みについて御提案がなされておりました。その回答として、広報紙等により市民の皆さんへ周知を図っていきたくと答弁をさせていただきましたが、平成27年10月15日号の広報うきはに改正道路交通法についての啓発記事を掲載しているところであります。

また、うきは市立自動車学校では、今村校長のもと、積極的に改正道路交通法の説明会をするなど、あるいは親子自転車安全教室を御幸小学校、吉井小学校で行うなど、自動車学校としても市民を対象に改正道路交通法の対応について積極的に発信をしていることを申し添えておきたいと思っております。

小・中学生の指導につきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小学校での自転車教室は、うきは警察署から講師を招いて、自転車の乗り方、交通ルール等の講話を行っています。自転車の点検や乗り方については、PTA活動として地域で実施をしています。

吉井中学校では、1年生を対象にした自転車教室を実施しています。内容については、うきは警察署による交通ルール、自転車の乗り方等についての講話、また、実際、自転車を使っでの指導も行っています。浮羽中学校では、同じく1年生を対象に、うきは警察署による交通ルール等の講話を行っています。

これらは、道路交通法が改正される以前から行っていた取り組みですが、改正以降、自転車のルールが大きく変わって自転車の罰則が強化されていることを受け、7月の校長会の際に14項目の悪質運転危険行為に関する資料を配布し、周知徹底に努めております。今後、全ての学校で交通教室を開催し、自転車のルールを含む交通ルールについての理解を促すとともに、PTAや地域との連携をして指導を進めていくように努めてまいりたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） もう時間がありませんので、今度のうきは市総合計画の基本構想の中にも、やっぱり交通事故のない安全・安心なまちづくりということであつたわけでありますので、今言いますように、いろんな学校なり、保護者なり、警察なり、いろいろ連携をしながら、安全なまちづくりに努めていきたくと、そういうふうに要望をいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） これで、4番、中野義信議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 次に、2番、鎌水英一議員の発言を許可します。2番、鎌水英一議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 2番、鎌水です。許可をいただきましたので、今回は43年間に

携わってきた中で1事項につき、市長及び関係担当課になるかと思いますが、質問をさせていただきます。

うきは市入札参加資格審査は、大きく分けて、建設工事、コンサルタント等、物品製造等と3つの項に分かれているようです。ここで、建設工事に関する条件つき一般競争入札及び指名競争入札の施行に当たり、入札参加資格審査——指名願による応札から開札契約等について、確認を含め、お伺いいたします。

工事を請け負おうとする際には、内容がどの工種に該当し、許可を有し、要求に応える技術者の配置の判断が重大です。建設業法上、建設工事の種類には、2つの一式工事と26の専門工事に分かれ、請け負おうとする建設工事の種類に対応する建設業許可を受ける必要があります、一式工事の許可は全ての種類の工事を請け負うことを許可するものではなく、500万円以上の専門工事を請け負う場合、個別の許可が必要です。

そこで、1点目です。建設工事の種類——工種、建設業の種類——業種、建設工事の内容をどのように審査され、入札施行に至っているのでしょうか。

次に、2点目です。過去の案件で、防水工事の指名競争入札通知の際、第1希望者と第2希望の登録業者の混合による入札が行われ、第2希望の業者が落札した経過がございます。

そこで、入札参加資格審査申請書提出後、希望順位に対し、業者の選定等、どのような照合により実施されているのでしょうか。

今、業界では、手抜き工事や改ざん等により、不信を持たれております。建設業法、特に請負契約に関する不誠実な行為に対する処分の検討など、企業はもとより、技術者への責任が問われ、拡大しつつあります。

3点目です。本年10月15日に行われた入札による2物件について、同事業者により契約に関し、同日開札の工種、業種、内容、案件による開封入札条件は全てクリアしていたのでしょうか。

4点目です。病気やけがに備えた健康保険、民間企業で働く人の公的年金制度の厚生年金保険、失業した場合などに必要な給付を保障する雇用保険の3種類、入札参加業者の社会保険加入の実態についてお伺いします。

以上、4項目について、御答弁よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、建設工事入札参加資格審査、あるいは指名願による応札から開札、契約等について、4点の御質問をいただきました。

まず、1点目が、市における建設工事関係の審査入札についての御質問であります。御指摘のように、建設業法では、土木一式工事と建築一式工事の2つの一式工事、それから電気工事や

管工事等、26の専門工事に建設工事の種類を分け、工事の種類に対応する業種の許可を持つ事業者が工事を請け負わせることとしております。市が発注する工事につきましては、工事の内容に見合った業種に工事参加資格を設定し、入札を行っているところであります。

資格審査については、うきは市競争入札等参加選定委員会規定に基づく特別及び普通選定委員会で審査を行っております。

審査に当たっては、指名競争の場合、担当課が作成した業者指名推薦調書により、当該推薦事業者が入札に参加する資格要件である経営状況、工事实績、手持ち工事の状況、技術的適正、安全管理体制等が適当であるかについて審査を行います。また、条件つき一般競争入札につきましては、参加要件の確認、具体的には特定建設業または一般建設業の資格要件、工種の確認等を行い、工事の内容及び参加要件を記載した公告を市役所掲示板と市ホームページに掲載をします。その後、申し込みがあった参加希望業者について、普通選定委員会からなる小委員会を開催し、本市の条件つき一般競争入札実施要綱の参加資格を満たしているかどうか審査を行います。そして、参加資格を満たした該当者に対し、参加通知を行い、郵便による入札を実施しているところであります。

2点目が、入札における希望順位の取り扱いについての御質問であります。本市におきましては、市内事業者は毎年、市外事業者は2年ごとに入札参加指名願の登録を行い、その際に入札参加希望を第2希望まで登録をしております。実際に入札の指名を行う際には、うきは市競争入札等参加者の格付及び選定要綱により、工事の設計価格に応じた指名事業者の最低数が定められておりますので、登録された事業者から、定められた最低数以上の事業者を指名することになります。指名は第1希望の事業者を優先に行っておりますが、工種によっては登録事業者数が第1希望事業者のみでは足りない場合があり、その場合は第2希望事業者まで含めて指名をしているところであります。

3点目が、入札工事が同日に2件以上ある場合についての御質問であります。先ほど10月15日に開札された案件という御指摘がありましたが、郵便入札による条件つき一般競争入札で同日に同じ事業者が2件以上落札しても、条件等の審査について適正に行っているところでございます。

そして、4点目でございますが、入札参加者の社会保険等加入状況の実態把握についての御質問であります。市内の建設事業者については、ことし2月に提出された入札参加資格審査申請書——指名願に添付された経営規模等評価結果通知書、総合評定値通知書により状況を把握しておりますが、2事業者が社会保険等の加入に係る法的要件を満たしていない状況となっております。

○議長（岩佐 達郎君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 1点目の項目についてですが、今おっしゃられたとおり、入札参加資格の審査は、基本として経営規模等評価結果通知書、総合評価値通知書、いわゆる経審にて審査されていると思います。24年度ごろより、業者選定の透明性を図るため、総合評価方式や最低制限価格の事前公表など、入札や契約の適正化推進に基づき、改善がなされてきたところでございます。

しかし、うきは市では25年から本年度にかけて、条件つき一般競争入札施行公告の中に、工種、塗装工事、概要、塗装工事一式の入札、第1希望、建築工事一式工事業者の要件、また、工種、防水工事、概要、防水工事一式の入札、第1希望、建築一式工事業者の要件、さらに、工種、とび・土工・コンクリート工事、概要、解体工事一式の入札、第1希望、建築一式工事及び土木一式工事業者の要件での発注があり、応札業者全社に対し26の専門分野での許可業者の確認、適確になされないまま発注に至ったのではないですか。もし見落としがあれば、このような要件の入札、必要な許可を受けずに工事を請け負った場合、建設業法上、監督処分の対象となり、決行されれば行政の責任はどのように対応されますか。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 具体的な事例が、ちょっと事前に通告がなかったものですから――まず、工種関係が公告と違っておるのではないかというような御指摘かと思います。具体的な事例関係、幾つか御指摘ございましたけれども、私の記憶しておるところで例を申し上げますと、とび・土工・コンクリート工事という公告の中で工種を示しながら、その中に建築一式工事あるいは土木一式工事の参加を認めておるといふ部分についての御指摘の部分もあろうかと思っております。

このことにつきましては、これは建設省のほうから、昭和47年3月8日付の告示というものがあっております。建設省告示第350号というのが出ておるところでございます。それによりますと、土木一式工事あるいは建築一式工事を行う事業者におきましては、解体を含めて工事ができるものというような通知があつておるところでございます。そういったところの判断から、とび・土工・コンクリート工事の工種でございますけれども、そういった建築一式工事あるいは土木一式工事の資格許可を得ておる業者につきましても参加を認めたというところでございます。

防水工事関係の御指摘もございましたけれども、防水工事関係につきまして、事例が私のほうでちょっと把握しておりませんので、そこまでの回答にとどめさせていただきたいと思っております。済みません。

○議長（岩佐 達郎君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 今、業法上の御返答をいただきましたが、これ、500万円以上超した場合ですよ。例えば建設業法でも一般土木業の場合は認めています。建設業の場合は多分、とび・土工の許可が要るんじゃないですかね。それと、今言う防水工事にしろ、塗装工事にしろ、多分、指名願が出ていると思うんですよ。それで、その概要と工種、例えば工種、とび・土工概要も、例えば解体工事というなら、希望者はあくまでも、とび・土工の許可を取得している業者でないとだめだと思いますが、いかがですかね。課長でもよろしいです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 御指摘の部分につきましては、私たちも県の取り扱い等について照会をした経過もございます。県の建築指導課に照会をいたしまして、解体関係の工事を土木一式なり建築一式工事許可業者に発注することができるかどうかという問いに対しまして、県自体も一応この告示というのがあることについては了解をいたしておりまして、過ちではないというような回答でございました。ただ、以前に、今回、御指摘の部分、10月15日という案件いただきました、それ以前にも同じような事例がありましたので、市のほうとして、やはり一貫した形でやるべきということで、今回そういったことを、形での告示を行ったところでございます。

やはり、もし、きちっとした制度改正なり、こういったやり方をするのであれば、年度をもって改正すべきというふうに解釈をいたしておりますので、過去のそういった変更をする場合には、年度をもって対応をしていきたいと思っておりますので、今回そういった形で措置をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、建設工事の業種区分について、2つの一式工事と26の専門工事があります。

今、企画財政課長のほうから、昭和47年ですから、当時の建設省の告示でそういう説明がありました。私どもは発注者として常日ごろから個々の工事発注に当たっては、同等の技術力を有する企業が競争できるように工事の内容に適した工種による発注に努めることとして、いたずらに包括的な工種、つまり一式でございしますが、一式工事に偏らないような発注にしないようにすることは我々発注者の務めでありまして。そうしますと、500万円以上というか専門工種の資格審査というのをしっかりやって、そういう方たちに受注機会の機会を与えるというのは発注者としての当然の義務でございますので、今後、副市長が委員長でもありますが、しっかりした理念のもとに指名通知が出されるように、しっかり私からも指示をしたいと、このように思ってお

ります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） お伺いしました。今後、再発防止に十分な審査、心がけていただきたいと思います。

業法は解釈のとり方で判断を間違えることもございます。

そこで、過去の案件に対し、再調査の意思があれば、後日、御報告をお願いしたいのですが、いかがですか。今までこのような物件がなかったかどうかを調べていただけますか。

それから、確認ですが、最低制限価格の事前公表は全ての事業で今なくなっていると思います。それに関し、25年度以降、漏えいなどの事実はなかったでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ないものと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） わかりました。あつてはならない、当然なことでしょうが、今後も厳しい管理体制の責務、心がけて努めてください。

また、先ほどから出てますけど、一般土木は、とび・土工・コンクリート工事に該当します。が、28年、来年6月より、建築工事一式工事からは解体工事が省かれるような情報を耳にしております。今後、さらなる適確な審査を行い、基準に沿った各分野での多くの地元業者が参加できる入札施行の実施、確信しております。

次に、2点目の項目です。今後このような両てんびんにかけるみたいな指名のやり方、指名委員会委員長の判断で廃止すべきではないでしょうか。

それから、入札参加審査受け付け、基本は毎年2月ですが、随時でも受け付けるとなっております。

ここでお尋ねします。年度途中で希望業種や希望順位の変更を認めていますか。御答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 認めておりません。経審の有効期間が1年半あるわけでございます。2月時点で提出していただいて、4月1日現在時点での審査で統一をしておるということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 間違いないですね。もし認めれば、業者の選定の公平さがなくなります。よろしくお願ひしときます。

先ほど市長、御返答いただきましたが、登録業者が少なく、入札が成り立たない場合は、一般競争入札で行えば成立するのではないですかね。早急な改善を求めたいのですが、いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 既に国等は総合評価方式に入っておりますので、指名競争がございません。うきは市、一部の自治体のみ指名競争が残っている状態でありますので、そういう現状も踏まえまして、入札のあり方については今後も検討してまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 慎重な御判断によりお願ひします。

3点目の項目についてです。技術者には専任、監理、主任など、用途により国家資格者が必要です。

そこで、今回の場合、特に配置予定技術者の確認や、1点目で申した専門工事の登録物件別にされないまま、予定価格の信用性だけで契約に至ったのではないのでしょうか。御答弁をお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件がどの工事案件か、ちょっと承知しておりませんが、議員、十分に御承知のとおり、建設業法では2,500万円を超えるものが専任技術者の設置義務が課せられております。2,500万円に達しなければ、そういう要件はかぶってないということがあります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 工事の物件、先ほどの2件の物件でございますよ。10月15日のお聞きください、今からまた出ます。間違いはなかったということですが、この10月15日に行われた入札について、この業者は別に随意契約による工事で施工中です。ということは、3カ所の現場になります。そして、これは実際、3名の技術者の配置が必要です。うきは市が決めている兼務の緩和にも該当していません。さらに、この業者は、昨年5月、8月、2つの案件、工期の重なりがある契約がなされています。今回も含めて、技術者の確認はされましたでしょうか。御答弁をお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 手持ち工事の3件の案件が、私どもの発注で、どれだけの請負金額かをお聞きしないと、なかなか答弁できないんですけれども、あと、しっかり言えていることは、

2,500万円以上の場合には専任技術者の配置が必要だと、こういうことであります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 専任とか監理とかじゃなくて、配置技術者について聞いているんですよ。配置技術者。全ての、工事があつた場合には要るでしょう、市のほうから。だから、あれですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 例えば配置技術者については、先ほどから申し上げてますように、建設業法的には2,500万円を超えるものについては、その専任技術者というのは、1つの工事にその人が1人が張りつくという考えであります。金額が小さいところについては、1人の方が複数以上張りついても構わないということになりますし、また、規制緩和の一環で、東日本大震災を受けての対応だと思んですが、工事現場が総合的に近接した工事——5キロ以内であれば、2,500万円以上であっても専任技術者が2カ所を見られるという案件がありますので、個々の工事をちょっと照らし合わせないと、何ともちょっと答弁できないような状況は御理解ください。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 言いました物件は、田籠の物件、と畜場、新治団地の工事、この3件の物件が一緒です。技術者に対しても、各工事の中に配置しなさいという要件が入っております。それで、3名別々の方がいたかどうかをお聞きしております。多分、これ、兼務の緩和に対しては当たらないんじゃないかな。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 具体的な工事名をいただきましたので、新治団地と、と場と、田辺家ですかね。これは、専任技術者を求められない物件になります。半径10キロ以内であれば、その間、配置技術者については重複して配置できるということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） ちょっと調べてください。今、先走りになりましたがね。

それから、担当課がチェック後に、落札決定通知の前の市長への報告は随時行っていると思いますが、去る10月16日、今の件ですけどね、第5回水資源対策特別委員会の終了後、とび・土工・コンクリート工事開札につき、市長より、失格者もあり、最低ラインでの落札と報告がありました。

そこで、私、追加工事の確実な1物件につき、入札変更を提示しました。しかし、既に契約締

結により、業者とのトラブルを避けるためにも無理との返答があったところです。もちろん当然のことだと思います。

本題に戻りますと、私は業者を責めているんじゃないくて、行政の道義的責任をお聞きしています。今回の2物件の入札、競争性の確保から言えば、もちろん大事なことです。しかし、このような契約ですね、2物件とも1業者が落札したと。こういう契約について、市長はどう思われますか。また、これからもあり得るのでしょうかね。いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に、同日に2つの工事を同じ事業者が落札したケースについて御指摘をいただいていると思うんですが、結果として、適正な競争の結果として、結果論として1つの事業者になったというふうに評価をしております。

発注者として、同日入札のときにやはり気をつけるべき問題は、やはり2,500万円以上のときに専任技術者をどうチェックするかというのが一番重要な案件であります。したがって、一般的には大体、でかい工事を早い時間、例えば10時に開札をして、ある企業が落札するとします。そして、11時に次の工事を予定したときに、またある企業がそこに入っておれば、ここで専任技術者の要件がありますと自動的にここが失格になりますから、失格ということでやります。これは郵便入札の場合ですね。これが指名競争等で、こちらにおいてになって開札するときには、自動的にその2つ目の工事について事業者のほうから辞退願という形が出されますけれども、郵便入札の場合は辞退願が出ませんので、そこは専任技術者の要件をしっかりとチェックして、失格要件というのをしっかりとやらなくてはいけないというのが発注者の務めだと、このように理解をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） これ、郵便入札じゃなかったですか。指名じゃないと思うんですけどね。一般競争でしょう。条件つきでしょう。だから、今、市長の言った言葉、ちょっと回答になりませんがね。いかがですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的には適正な競争に基づいて1つの事業者が2つの工事を受けたものと認識をしております。

その後については、私が一般論として我々の発注者の務めとして、そういう注意事項を申し上げただけであります。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 本人、あるいは委任状による立会人の代理人の社員とか従業員とかの確認まで行っていますね。今後、立会人の職務となる公私の混同など考えられないでしょう

かね。市役所と委任状、あるいは本人が出てきたときに、一緒になって、この工事の査定にかたられないかということです。印鑑押印。（発言する者あり）査定ですね、審査入札後の。例えば公告の場合、全て配置技術者、Aランク、Bランク、Cランク、いろいろありますけど、それを一緒に立会人も確認されていますかということです。（発言する者あり）そうです、立会人の職務。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 済みません、ちょっとお待たせしました。郵便入札で開札する場合。（「開封。開封でしょう」と呼ぶ者あり）開封、はい、開封する際、参加代表者の中から順番を決めて、2名の方に立ち会いをいただいております。開封について立ち会いをして、一応、入札書を並べて確認していただくと。そういった作業を職員がするのを確認していただくという形で参加をしていただいております。その際に、入札金額のチェック、工事内訳書等のチェックをしていただいております。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの私の答弁で、ちょっと大きな補足をしないと。先ほど、専任技術者の要件2,500万円をずっと申し上げておりましたが、これは建設業法第26条の3項に基づいて、私、申し上げているんですが、建築工事の場合は5,000万円以上であることもあわせて申し伝えておきます。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 承知しております。

今ちょっと住環境建設課長のお顔が見えましたが、市長、住環境建設課長にお尋ねください。同日、複数案件に——それは先ほどと一緒ですね、開札に重複の業者の参加があった場合、起工番号順に開封し、落札候補者決定後、配置予定技術者の有無にかかわらず候補者の札は開封せず、立会人の確認により辞退とみなす、それが当然だと思いますが、アドバイスを、課長、お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせますが、もう少し具体的にお尋ねいただかないと、なかなか答弁できないかなと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 先ほど市長がおっしゃいましたように、多くの業者、地元の業者を使いたいと言うならば、こういう重複した場合、同事業者が落札するのはいかなものかと。

再質問みたいなことですけど。（「要するに受注機会を与えるという意味で、広く手持ちを」と呼ぶ者あり）そうです。だから、重複、例えば2つ、この物件、2件契約したでしょう。じゃなくて、最初の1番目めが落札すれば、2番目めは自然と辞退とみなすと。（発言する者あり）そうですよ、開封したらだめです。

○議長（岩佐 達郎君） 住環境建設課長。

○住環境建設課長（高瀬 智君） 先ほどの議員の案件ですけど、基本的にはできないというふうに私のほうは回答いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 県などでは、メール入札でも全て辞退とみなされます。

次、行きますけど、また、業種の不適切な運用は、無許可営業など、直接、建設業法に抵触する違法行為であることのみならず、実際の施工にあっても、ふさわしくない技術者の配置、ひいては、目的物の品質劣化や発注者への背反が懸念されるところであります。

市長、ここでお尋ねします。事業所基準に地元企業の育成、地域の活性化を図るとありますが、承知されていたら、今後の方針をお聞かせください。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私ども発注者にとって一番やっぱり心がけなくちゃいけないのは、受注機会の公平性の確保ということに尽きるかと、このように思います。議員が御指摘のように、自治体によっては、手持ち工事要件を要件と付するような案件もございますし、その手持ち工事の延長線の中で、同時落札というか、同時受注するのを規制するという動きもあることは十二分に承知をしておりますが、今後これが受注機会の公平性の観点で、これをどのように整理をするかということを今後しっかりちょっと検討していきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） 答弁ありがとうございます。着実に実行してもらいたいものですよ。しかとお願いしておきます。

続けていいですか。

地方創生と地域創造ビジネス、後継者育成等、数多くの業者に行き渡り、地域産業によるまちづくり、人づくりに、貢献してもらいたいものですが、市長、いかがですか。同様な意見ですけど。延長ですよ。同じ。（「要するに受注機会」と呼ぶ者あり）そうです。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 重ねての答弁になりますが、受注機会の確保並びに公平性については、しっかり考えてまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 現実の状況を理解され、よろしくお願いいたします。

4点目の項目です。大企業への外形標準課税には個人として大いに賛成いたします。しかし、政府の進めている法人税実効税率前倒しによる20%台引き下げ、私個人としては、小零細企業のみを対象とし、むしろ社会保険の減額を望むところでございます。

そこで、労働者が安心して働ける環境づくりを進めるための保険である社会保険、国が実施、県が施行する入札参加要件に、うきは市として加入を義務づける方針、お持ちでしょうか。加入により、確かな技術者雇用証明の確認ともなります。また、今まで雇用証明の確認に、保険とか給与明細の写しとか提示請求はされてきましたか。いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御質問の件につきましては、国・県の動向を見てみますと、平成26年6月4日に、公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法でございますが、の一部を改正する法律が施行され、改正内容を踏まえた発注関係事務の運用に関する指針、いわゆるガイドラインが国によって策定され、その中に、国においては、雇用保険、医療保険、年金保険に加入していない事業者については、競争参加資格審査の際に受け付けず、指名登録から排除し、個別の発注工事についても参加資格を認めないこととしております。また、国と同様の取り組みの検討を地方公共団体に要請をしている状況でございます。

本市も、県や近隣市町村の動向を注視しておりますが、県が国の方針に従い、平成28年1月から、5,000万円以上の一般競争入札について、社会保険等の加入が条件として付される予定でございます。現在、県内各市の多くが、こうした県の動きを見ながら対応方法を検討している状況でございます。本市の場合も、社会保険等の未加入の事業者がありますので、今後さまざまな情報を収集して、適切な対応を図ってまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 特に技術者の3カ月以上の雇用、これ、中途退職とか事業所によってありますけど、定期的な査定などをされてはいかがでしょうかね。それと、ランク基準の要項、後日でも結構ですが、資料提出あるいは閲覧がお願いできますか。いかがですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 企画財政課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 要綱等につきましてはホームページで公開しておりますので、ごらんいただけるかと思います。

それから、技術者関係、配置技術者——参加希望が出された場合の配置技術者の社会保険あるいは3カ月雇用につきましては、あわせて証明書を出していただいて確認をしておるところで

す。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） それは報告、発注時のときに行っているということで。

○議長（岩佐 達郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 指名登録時及び発注時に、それぞれ確認をしておるところです。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） わかりました。ありがとうございました。今後もよろしくお願ひしときます。

近隣の災害復旧が落ちついた今、建設工事は景気の伸び悩みや人手不足など厳しい状況が続いております。そんな限りの中、日々、新技術や新工法が生み出され、進歩に伴って一層の専門的知識と経験、資格取得など必要とされ、切磋琢磨し、惜しみなく努力されています。

そこで、行政にお願いですけど、等しく手本となる人材の育成、引き続き、お願いしたいものですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、3年前の九州北部豪雨で、うきは市内、甚大な被害がありました。そのときに本当に、うきは市内の建設業者の皆さんの献身的な御努力で本当に早く復旧することが可能になりました。しかし、議員が御指摘されるように、その反動といいますか、発注量が少なくなるということは十二分に私も大きな課題であるというふうに認識をしております。

そういう中で、今、住環境建設課長が中心となって、国・県に最大限いろんな要望をかけて、うきは市内における国発注の工事あるいは県発注の工事を最大限に取り組むべく努力もさせていただいているところであります。

そういう中で、非常にやはり建設業法も目まぐるしく変わりますし、あるいは品確法も相次いで改正されておりますし、あるいは工事入札適正化促進法も相次いで改正されて、建設業発注をめぐる環境も非常に目まぐるしいものがありますので、それに職員がしっかりついていけるような人材育成というのは非常に重要な御指摘だと思っておりますので、しっかりそこらも頭に入れながら、全体的な人材育成に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 鑑水議員。

○議員（2番 鑑水 英一君） お願いいたします。

今回は、建設工事だけの疑問に対する質問でした。コンサルタント等、物品製造等、該当される案件、多々あると思います。法律による解釈、道義的判断、他の行政などを参考に、うきは市独自の新たな方向性の実現、行政のさらなる努力に期待をしております。

最後に、この場をおかりして、別件でございますけど、お願いをいたします。御返答は要りません。6月定例会前に事前にお渡ししていた事例の文書、見ていただいているでしょうか。今もって御返答がございません。来年5月には私、私的な役を退任します。また、退職される方や市長選挙の年でもあります。できれば、2月までにはお知恵を御拝借し、これ、お金の問題です、早期解決を願い、本日、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、2番、鏑水英一議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで、暫時休憩とします。3時35分より再開します。

午後3時21分休憩

午後3時34分再開

○議長（岩佐 達郎君） 一般質問を再開します。

次に、6番、上野恭子議員の発言を許可します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 許可をいただきましたので、質問に入ります。6番、上野恭子です。2015年12月末、最後の一般質問になりました。今回は4つの質問をいたします。提案、また、要望となることと思っておりますけど、よろしくお願いをいたします。

1つ目、子育てと介護のダブルケアサービスについて。2つ目、道の駅、耳納の里を拠点とした活性化について。3つ目、社会人の閉じこもりや不登校対策について。4つ目、中学生向けボランティア塾について。4つ質問をいたします。

まず、1つ目、子育てと介護のダブルケアサービスについてです。子育てと介護のコーディネートをどうするかということです。今後、高齢化率が高くなり、また、晩婚化、人口減少化が進む中、子育てと介護のダブルケアサービス事業の必要性は重要と思っておりますが、行政はどう考えていらっしゃいますでしょうか。

高齢化、女性が86.83、男性が80.50、合併から10年、約3,000人が減少をいたしております。また、出生率は25年から26年にも10人ほど減少し、全国平均値が1.42人となっております。国は今後、在宅介護を基本としている中に、結婚が遅い晩婚化の中、団塊の世代の高齢化も進み、ここ数年のうちに子育てと介護がダブルでやってくる時期が来ると思うのですが、今現在、隠れダブルケアもいるかもわかりませんが、それについてのサポートが必要と思われまます。

また、2つ目には、保育士、ケアマネジャーによるダブルケア相談員やサポーターの育成はとても重要と思っておりますが、その考えはあるかという質問です。ダブルケアの負担は、相談する相手もなく、心身ともに燃え尽きてしまうケースがあります。高齢化、晩婚化により、ダブルケアに

追われる人は急増してくると思います。そのために、専門知識を持ち合わせている相談員が必要です。育児と介護が同時に進行するという事です。子供をケアする、どちらもケアをする側は、手をとる精神的な、肉体的な、経済的な負担が大きいものです。今は相談先も少なく、行政連携もまだまだ不十分だと思われます。民生委員、児童主任、行政関係も連携し、同時に相談できることが大切と思われますが、いかがでしょうか。

さて、3つ目、子育てと介護の窓口は隣り合わせにし、対策サービスの充実が必要だと思われますが、いかがでしょうか。いつまで続くかわからないダブルケア、補助をしてくださる人がいる、気にかけてくださる人がいる、相談窓口がわかりやすい、1人で心配しないでよい、専門的な知識と経済に合ったケアのアドバイスも重要と思われます。ダブルケアなので、窓口は子育てと介護が隣り合わせであることが基本であると思われます。相談者の方は時間にゆとりがないことも十分に考えられますので、1つの窓口で相談できることも大切と思われます。スムーズな対応が求められますが、手の要る家族を抱えているということですので、スムーズな対応が求められます。

まず、1回目、質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子育てと介護のダブルケアサービスについて、3点、御質問をいただきました。

1点目が、子育てと介護のダブルケアサービス事業の必要性についての御質問であります。高齢化や女性の晩婚化により出産年齢が高齢化する中、子育てと親の介護を同時に担う、いわゆるダブルケアに直面している人々がふえつつあるということは十二分に認識をしているところでございます。また、横浜国立大学の研究者らが平成24年から26年にかけて、神奈川県、京都府など5府県で6歳以下の子供を持つ母親らに行った実態調査では、ダブルケアに、現在、直面中と回答した方が7.9%で、過去に直面したと回答した方の6.3%を合わせると、経験者は14.2%という状況であったとの結果が出ておりました。こうしたことから、議員がおっしゃるように、今後さらに高齢化が進み、晩婚化、人口減少化が進む中、ダブルケア問題への支援は一層重要になってくるものと考えておりました。

2点目が、ダブルケア相談員やサポーターの育成についての御質問であります。先ほども申し上げましたとおり、高齢化や晩婚化によるダブルケアの問題については、今後さらに全国レベルで社会問題化し、また、ダブルケアに直面している方々への支援は重要になってくるものと考えておりました。そうした中、議員がおっしゃるように、保育士やケアマネジャーによるダブルケアに携わる相談員の養成や、ダブルケアに寄り添うサポーターの養成というものも重要な支援体制の1つであると考えておりました。

なお、今年度、内閣府において、育児と介護のダブルケアの実態に関する調査を行っておりますので、市としましては、その調査結果や分析結果を見つつ、さらに、国やサポーターを養成する関係団体などの取り組みにも注視しながら、今後の対応について検討してまいりたいと考えております。

3点目が、子育てと介護の窓口を隣り合わせにしたサービスの充実についての御質問であります。現在、子育てに関しては、福祉事務所の子育て支援係が窓口となっており、介護に関しては、保健課の介護高齢者支援係と地域包括支援センターが窓口となっております。これらの係、センターにつきましては、いずれも西別館に配置しており、各部署間の距離も近接するようにして、市民の皆様に対してワンストップサービスを提供することができる体制を整えているところでございます。このような体制整備に加え、今後、各窓口間の連携を一層高めることにより、質の高いサービスを提供してまいりたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。総括的に市のほうもダブルケアは必要だということで、前向きに検討していただくということと捉えております。

今から子育て、介護というのは、本当に1つでも大変でございます。それがダブルで抱えるということですから、先ほど市長の申されましたように、真剣に取り組むをお願いしたいと思います。また、相談員、ケアマネジャー、私も実践者であります。やっぱり在宅に来ていただくケアマネジャーの方は、見ている側の体、精神状態を非常に心配されています。そして、かかっている、介護していただく方よりも介護をしている方のほうが心配ですというような言葉をたくさん耳にさせていただきました。こういうことからして、保育士の方もその心配があると思いますので、その体制づくり、そして、その中にはいろんな制度が、子供さんを育てるに当たっては十分な制度を利用し、また、介護をする側にとっても十分な制度を利用されるような指導をしていただく体制づくりが大変必要だと思いますので、その件をしっかりとお願いしたいと思います。

それから、もう一点、介護に当たっては、体の不自由な方の高齢者を介護する、また、少し認知症の高齢者を介護するに当たっては、体が不自由であれば車椅子の乗せ方、衣類の着せ方、トイレの介助等のいろんなものが、自宅で見たりする場合は素人であります。そういうものの指導法もやっていただきたい。そしてまた、認知症については、どうかかわり方をしたらいいか、認知症サポーター講座なんかに出ればわかりますが、自宅で介護となりますと、そういうものについても指導をお願いしたい。そのことをしっかりと、きょうはお願いして帰ろうと思った次第です。そして、このことについて早期に対策を練っていく。私たちの団塊の世代が五、六年しますとダブルケアはたくさんになりますので、ある日、突然にダブルケアが来るわけではありませぬので、早目の対策をお願いしたいと思います。

きょうは4つの質問をいたしますので、前向きにさせていただくということであれば次に移りたいと思いますが、行政のお考えをもう一度確認し、次に移りたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今後、兄弟の数や親戚ネットワークも減少し続けていきます。一方、長寿命化によって、親の介護の期間も長引く傾向にあります。そんな中で、子育てと親の介護サービスを同時にしなくてはならない、このダブルケア問題というのは大きな課題だと思っています。

一方、このダブルケアだけじゃなくて、ほかのダブルケアというか、今まさに団塊の世代の話がありましたが、団塊の世代のダブルケア、つまり実の親の介護と孫の支援も大きな課題であるというふうに認識をしております。

今、介護と子育ての両方を支援できる専門家の養成が求められる中で、今、厚生労働省は介護施設と保育施設と障害者施設を1つにまとめて運営できるように規制緩和を検討しているというふうに聞いております。そうなりますと、それに伴いまして、介護福祉であったり保育士、准看護師などの資格統一も検討がなされるやに聞いてますので、非常に我々が思った以上に国も県も制度が大きく動いておりますので、アンテナを高くして対処してまいりたいと、このように考えています。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 今の1番の質問にあつては、過去に余りなかった事態がやってくるということを頭に置いていただきたいと思います。

それでは、市長の前向きの答弁をいただきましたので、次に移ります。

2つ目、道の駅、耳納の里を拠点とした活性化についてでございます。このたび、うきはの道の駅は重点「道の駅」となりました。九州で3カ所の、その中の1つに選ばれております。重点「道の駅」となり駐車場も拡張され、また、耳納の里も広い駐車場を持っております。そこを拠点とした自然を満喫するウォーキングコースや名所を紹介する——仮称ではございますがレインボーコースを設け、活性化につなげてはどうかという質問でございます。

福岡県はウォーキングが特に盛んな県でございます。重点「道の駅」となりましたし、九州でモデルになるような立派な道の駅に成長していただきたいと思うわけではありますが、その道の駅は、うきはの特産品、加工品——農業基盤であります特産や加工品がたくさん並べられております。その2点も紹介しながら、そしてまた、多くの方に集っていただき、リピーターになっていただき、うきは市をそこから発信したらどうかという案でございます。

まず、うきは駅には、ななつ星も停車をしております。私は、このレインボーコースは平成23年12月議会、怡土市長のときに、ほかの形で提案をさせていただきました。怡土市長は非

常に興味を持たれ、内容をよく聞きたいということでありましたけれども、結局そのままになった次第です。うきは駅のななつ星にあやかり、7つ、7つのレインボーということでもあるわけですが、2点はともに、うきは市の農業基盤を紹介する活性化の発信元でもあります。道の駅は浮羽町に、耳納の里は吉井町にあり、それぞれを拠点として活性化につなげてはどうかという案でございます。

四季折々のコース、それぞれにコースができるわけですが、まず、道の駅にしましては、小塩への案内コース、清水禅寺、それからスイーツへの御案内もできます、隧道、また、一の瀬焼き、いろんなどこへの御案内ができます。それから、耳納の里は、古墳群、桜の名所、本佛寺の絵馬、それから長野水神社、もっともっとたくさんいろいろあります。こういうことを踏まえてのコースとして活性化につなげたらどうかという案でございます。

それから、このコースの1つの案として、活性化の発信コースとして小塩もコースの中に入るのではなかろうかと思いますが、キャンプ場もありますので、ホテルの里の近くのホテルがたくさん飛び交っております鮎帰りの滝をウォーキングコースの1つとして設け、キャンプ場の活性化にもつなげてみてはどうかと思います。この鮎帰りの滝は多くのホテルが飛んでおります。そして、昔は地元の方たちが水浴びの場所に使ったということですが、非常に、調音の滝と違って身近に感じる、ほっこりとするような滝でございます。3つの山——小塩、妹川、新川、それぞれ活気があることがとても大切ですが、妹川は調音の滝、それから新川は山村留学、伝統建造物等いろいろありますので、小塩のキャンプ場をもっともっとよりよいものにするために、鮎帰りの滝の利用を提案いたします。

1回目を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、道の駅うきはと耳納の里を拠点とした活性化について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、道の駅や耳納の里を拠点としたウォーキングコースについての御提案でございますが、現在、市では、自然を満喫するウォーキングコースという点においては、心の癒やしを行う森林セラピーコースとして、つづら棚田と調音の滝の2コースを設けているところであります。これらのコースは、心の癒やしという大きな要素を持っており、癒やしの旅先案内人等により、日ごろより活動が行われております。

御指摘の道の駅うきはや耳納の里は確かに広大な駐車場がありますが、この駐車場については、来客者の割合に対し、まだまだ不十分な駐車スペースしかなく、ここをイベント等の駐車拠点とするには、いささか駐車スペースが不足することとなっております。ただ、市といたしましても、道の駅うきはや耳納の里が交流の拠点となる重要な施設であることを十分に認識しておりますの

で、今後は当該施設を中心としたイベント等の企画も検討し、周辺地域も絡めた、さまざまな活性化方策を展開していきたいと思っております。

また、うきはウォーキングやJRウォーキングについても、道の駅うきは並びに耳納の里等もウォーキングコースに組み込み、うきは市の特産品等のアピール活動も行っています。議員御指摘のとおり、道の駅うきは並びに耳納の里については、今後とも観光案内や情報発信の拠点施設として位置づけ、活性化に向けて大いに活用してまいりたいと考えております。

2点目が、小塩のホタルの里活性化についての御提案であります。議員御指摘の鮎帰りの滝とは、白土の上流側、大持と楮原への道が分岐する近くにある蛇淵を示しているものと思われませんが、現在、小塩自治協議会におかれましては、ホタルが乱舞する大持区にホタル鑑賞遊歩道を整備し、ホタルの里をより一層PRしているところでございます。これは、山村振興基金を有効に活用して、ホタルの里小塩の復興を行うものであります。

議員御指摘の鮎帰りの滝については、現時点では安全性が確保できないなど、ウォーキングコースとして組み込むことが難しいことから、地元としては大持地区への誘導を中心に考えているところであります。この件に関しましては、今後、小塩自治協議会等とも十分な連携を図り、キャンプ場も含めた小塩地区全体の活性化に結びつくよう、引き続き、検討してまいりたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。市長から答弁をいただきました。道の駅、それから耳納の里、非常にうきはそのものが、あそこに行けば感じられる。だから、あそこに集客をし、うきはの活性化につなげたらどうかという思いからの質問でございますが、今から、あの2点を活性化につなげていきますという、いろんな案もあると思いますので、それを活性化に結びつけていく努力をしていただきたいと思います。

私は、重点「道の駅」は九州でナンバーワン——九州、全国のモデルになるような道の駅にしたいという思いもありますものですから、しっかりとやっぱりそれには活性化につなげ、活気があり、そして農業基盤であります生産物がいっぱい並べられ、土日に行きますと非常に活気があります。こういうものを多くの方に紹介したいという思いから、あそこからの発信をお願いしたいと思ったわけですが、いろんな方面で考えていただき、活性化にぜひつなげていただきたいと思います。

また、小塩の鮎帰りの滝につきましては、地元の人もあの滝を利用したいという気持ちがあらわれるようにあります。地元の自治協議会と、また地元住民の方ともお話し合いをしていただき、何らかの形で活性化に結びつけていただいたら幸いと思っております。

私の見たところ、お客さんの休憩所や遊び場、小さい子供たちも喜ぶと思います。駐車場の確

保も、周辺を見ましたら可能と思われそうです。幾らかの雑木を切り、すっきりとしたら、余り予算もかけないで楽しめる場所になると思われましたので提案をいたしました。この件も自治の方と地元の方と協議しながら、ぜひ検討される分は検討していただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

その答弁は検討しますということで捉えさせていただいてよろしいでしょうか、地元の人とですね。

それでは、3つ目です。4番まで行き着くように頑張ります。

3番、社会人閉じこもりや不登校対策についてです。不登校では、いつも「ふくしのかかわら版」で「みつばちの会」が出ているのを目にしております。社会人閉じこもりの人数把握はできているのか、今後、十分に把握するために対策はどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

平成22年から社会福祉協議会に市が委託していると把握をしております。ことしで5年目になると把握をしておりますが、今、社会福祉士の男性の方が1人で対応をされております。現在、不登校の方が24人、社会人閉じこもりの方が26人、計50人程度の方があちらのほうに登録をされているみたいです。電話でのお悩み件数は1年間に1,381件、日にしますと4件程度は必ずお電話が鳴っております。私が訪れたときも電話が引き続き鳴っておりました。そして、フリースペースですね、登録されている方が日々来るスペースが非常に狭いんですね。窓がちょっとついて、あとは壁で、本当、四、五人が入ったら、いっぱいいっぱいのフリースペースの場所です。把握の対策は、今後どういうふうにするかということ、まず、その1点をお聞きいたします。

それから、2つ目、社会福祉協議会に集いの場が、個別性、運動性、社会性との交流場所として、もっと環境のよい、少し広いフリースペースは考えられないかということです。さっき、さきに申し上げましたけれども、箱みたいな部屋でございます。学校以外の選択肢や社会との接点を取り戻すための準備期間の居場所であるフリースペースであります。もっといい場所を考えていただけないかということです。自立への足がかりとなる重要な場所であること、狭くて五、六人でいっぱいあります。非常に狭いので個別指導もできないし、伸び伸びとした環境でもない。外での運動の機会もありません。気持ちに問題を抱えていますので、もっと社会とのつながりのある市の中心部、居場所ができればという思いからの質問であります。

3つ目です。現在、指導員は社会福祉士の男性1人の対応であります。女性の引きこもりの人なんかもおいでになりますので、女性指導員の増員が考えられないか。委託料が440万円であると把握をしておりますが、社会に戻すために大変重要な役割の指導員専門職をもう一人ふやせないか。まず、今、1人でやられているというのは、相談相手もなく、1人で判断しながらや

っているような状態であります。2人で相談しながら計画性を持った個別指導は大切だと思います。指導員不足であると私は捉えておりますが、1人ふやすとすれば女性で、精神保健福祉士など、臨床心理士などがいいのではないかと思います、それがお願いできないかという質問であります。

1回目を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、社会人の引きこもりや不登校対策について、大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、社会人の引きこもりに係る人数把握についての御質問であります。この件につきましては、9月議会の決算特別委員会で伊藤議員より御指摘を受け、検討を行うと回答しておりました。その後、具体的な手法について検討を行った結果、民生委員、児童委員の方々を対象としたアンケートをことしの12月から来年1月にかけて実施することにより実態の把握を行うこととなりました。

引きこもりの定義は、厚生労働省により、仕事や学校に行かず、かつ、家庭以外の人との交流はほとんどせずに6カ月以上続けて自宅に引きこもっている状態とされておりますが、今回のアンケート調査では、この定義に該当する義務教育修了者で65歳未満の方を捕捉することとしております。アンケート票への回答は、民生委員、児童委員の方々の日ごろの活動や地域座談会等で知り得た情報をもとにお願いすることにしております。1月中には回収を完了し、その後、集計分析を行う予定としております。

2点目が、総合福祉センターのフリースペースについての御質問であります。御指摘の場所は、うきは市総合福祉センター内にあり、施設の指定管理者である、うきは市社会福祉協議会が不登校や引きこもりの状況にある方に対して平成23年度より開放を行っているものであります。部屋は8畳の畳敷きのスペースと10平米程度のフロアで構成され、机2台、椅子4台、テレビ、本棚が配置され、常時3人から4人が利用しております。

議員の御指摘では、広いスペースを確保すべきとのことですが、まずは利用者の意見を聞き、それに基づき対応策を検討していくことが重要であると考えております。市としましては、うきは市社会福祉協議会と連携しながら、より使い勝手のよい施設となるよう対応を図ってまいりたいと考えております。

3点目が、女性指導員の増員についての御質問であります。不登校・引きこもり対策相談事業については、うきは市社会福祉協議会に事業委託をしています。フリースペースを開設して以降、利用者もふえ、その中には就労できるようになった方もいらっしゃいます。このような実績も出てくる中、より事業成果を高めるために、現在、指導員の体制強化に向けた方策について、

うきは市社会福祉協議会と来年度に向けた協議を行っている状況であります。具体的には、他事業との兼務体制の強化、大学生ボランティアの活用等について検討を行っておりますが、このような取り組みの中で、女性指導員の配置についても検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。ありがとうございます。

不登校、閉じこもりに対しましては、年間、不登校が55人、閉じこもりが38人の、不登校9割、それから閉じこもり5割が何らかの形で復帰し、結果が出ているということでございます。そしてまた、新しい年には不登校者が10人、閉じこもりが10人というくらいの感じに入ってこられるということでございました。結果も出していけております。

そういうことでありますけれども、私の感覚からして、もっとフリースペースが広ければ、もっと多くの人を集わせて、早く復帰ができるのではなかろうかという、光のあるところに連れてくれば、もっと早い時点でよくなるのではなかろうかという思いがしたわけです。そしてまた、現場で指導に当たっている指導員の方のお話も聞きますと、やはりスペースが狭くて非常に個人指導もできにくいというようなこともしっかり言っておられました。そういうことでありますので、しっかりと社会福祉協議会とお話をさせていただいて、少しでもよりよくなるように検討をお願いしたいと思います。

また、人員について、指導員については、お話し合いをしてる、いろんな方面から人員不足ということは感じ、お話し合いをさせていただいているということでありますので、この件も希望としては、今、男性の指導員がおられますので、女性を相手する指導員として、1人の女性をぜひ確保していただきたいという思いがありますので、それを強く申し述べながら、社会福祉協議会との話し合いの中で前向きに検討をさせていただきたいと思っております。

今後、このような不登校、閉じこもりは重要な案件であります。それぞれが自分らしく生きることを養い、自活できるようになっていくこと、このことが大変重要と思っております。今後のうきは市の活力にもつながることだと思っておりますので、今やっておかなければならない大切な事業だと思っております。そういうことを思いますので、しっかりと対応をお願いいたしたいと思っております。

また、市長のほうからアンケートをとるということでありましたので、本当によかったと思っておりますが、私は「ふくしのかかわら版」の中の「みつばちの会」、中のほうにお知らせが入っております。年に一、二回、不登校、閉じこもりに対しての一枚物のパンフレットなんかを配布するというのも効果的ではなかろうかと思っております。どこに助けを求めていいかわからない方もいらっしゃると思っておりますので、なるべく目につくような、そういうお知らせも大変重要と思っておりますので、そういうことも考えていただけたらいいのかなと思っております。まず、

本人たちが気持ちに課題を抱えておりますので、しっかりとした対応をとっていくということ、このことは非常に大事だと思っております。

もう一度、市長の答弁をいただいて、次に移りたいと思います。パンフレット等はいかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所に。

○福祉事務所に（秦 克之君） パンフレット等の御提案でございますが、この件につきましても、まず実態を把握して、それから対策は協議していきたいと思っております。その中で議員御提案のパンフレットの配布等も検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 今、社協の担当の権藤さんにお尋ねしてみましたところ、どれくらいの隠れた不登校、閉じこもりの方がいらっしゃるか全く予想がつかないということでありました。そういう方に早く光を当てて、自分のことは自分でどうにかできるようにしておかないと、また非常に先のほうで、うきは市の皆さんのやっぱりいろんな、生活ができないということであれば、いろいろなことの対応もできて、していかなくてもなりませんので、今しっかりと対応していただきたいと思います。人口減少にもなっていますし、子供たちも大変骨折ることになるのではなかろうかと心配をしております。そういう対応をするということも、すばらしい、市のやっぱり活性化する、市のやるべき姿だと思いますので、ぜひ前向きに、後に送らないで頑張って検討していただきたいと思います。そして、担当の権藤さんとも意見交換なんかをよくしていただいて、人員も多くの配置はできないと思っておりますけれども、1人でも多くの方を社会に送り出し、立派に自立をしていけるように対応をよろしく願いをいたします。

それでは、いろんな面を検討していただくということでありますので、4番目、中学生向けボランティア塾について質問をいたします。

学校現場の教育格差の広がりを感じられるか。あるとすれば、教室での基本的な指導はどのようにされているかということです。中学校では少し格差を感じられると聞きました。子供たちは、どこかには進学をしているというようなことでした。どこにも行けない子はいないということでありました。でも、まず、落ちつきがない、これが問題である。また、親が親になり切っていないので、これも大変問題でありますというようなことでした。先ほどから出ておりましたが、筑後地区でも、そう高学力ではないのではないかとというようなこともちょっとお聞きしました。

地域では、自治会の方たちが小学生とのかかわりはあるにしても、中学生とのかかわりが全くないというお声も聞いております。また、市内にも塾が少ないので、教育格差是正を行うために行政主導のボランティア塾の立ち上げは考えられないかという質問です。

毎年、先生方の退職が20人前後はいらっしゃると思いますが、県主導の小学生向け寺子屋事業はされておりましたが、ことしから市が抱えての寺子屋事業になっているとお聞きしております。年間25日間、先生方も26人ほどおられて、しっかりと寺子屋事業はされているということ、小学生149名ほどが登録されて、親御さんの送り迎えで来られているということで、非常にいい事業だなと思っております。

中学生向けがありません。市内には、退職者の先生方もいっぱいいらっしゃいますので、あるとき、数人の先生方にボランティア塾をお願いできませんかということでしたら、お役に立つことだったらいいですよというようなお言葉もいただきました。小学生向けは寺子屋さんがあるので、中学校のボランティア塾、格差にワンクッションを加え、支えてあげるボランティア塾の立ち上げをお願いできないか。民間でも立ち上げは可能なんですけど、行政がやっぱり絡んでないと継続がなかなかできません。そういう面から、行政主導でサイドはサポートし、協力しながらいくということでボランティア事業が立ち上げられたら非常にいいのではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。その2点です。よろしく願いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 中学生向けボランティア塾について、学校現場での教育格差、教室での基本的な指導についての御質問でございますが、家庭の経済状況で学校現場での教育格差の広がりを感じられるとは一概には言えませんが、保護者等の子供の教育に対する意識や対応の違いにより、子供たちに一定の影響を与えていると認識をしております。

各学校におきましては、児童・生徒の実態に応じまして、学力の向上を図るために習熟度別学習、少人数指導、個別指導などを行うとともに、心のケアのためにスクールカウンセラーなどの専門家を活用した教育相談を行うなどの対応を図っております。

2点目の、行政主導のボランティア塾の立ち上げについての御質問ですが、議員御指摘のように、小学校につきましては、学習習慣の形成を主たる目的に、浮羽究真館高校生等の支援もいただき、土曜日の午前中、うきは市寺子屋を開催しております。中学校につきましては、部活動や社会体育とのかかわりや、学習内容の難易度が高く、わかりやすい指導が難しいなどの課題がございます。

現状としましては、市内の中学におきまして、3年生の希望者を対象に10月から週2回、放課後に補充学習を行っております。これには教師経験者にボランティアで参加いただくなど、学校ごとの実態に応じた対応を図っておるところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） この補充学習は、ことしの10月からですか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） これは、1つのほうの中学校でございますが、平成22年から行ってきております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 中学校等にちょっと足を伸ばして行ってみることもあるのですが、なかなか学力の差があるということは非常に現場ではやりにくい部分もあるみたいで、私はボランティア塾を、市を絡ませて立ち上げができれば、自治会等に最終的には、中学生との触れ合いもなかなかないし、地域の方々に子供を見守りながら、かかわりながら育てていくということは非常に重要ではなかろうかと思っておりますので、自治会で、最終的には何年後になるかわかりませんが、そういうボランティア塾をしていけるようになったらいいのではなかろうかというような思いを持っております。

やっぱり塾に行くに当たっては、経済的にやれるところもあれば、やれないところもあったり、いろいろ格差がありますので、いろんな格差を感じさせないように子供たちが公平に学べる場所、学校で学ばばいいとは言ったものの、それでわからない部分の補充ができる場所もあるというのは大変重要ですので、そういうことを思いながら、ボランティア塾をお願いしたいということを思ったわけです。

昨日の諫山議員の質問の中に、いろんなことを学校現場でやられております。職場体験、また、生きる力を養う小・中学校への教育、それから、千年小学校の困難体験教育、「鍛えよう！ほめよう！」、山春小学校体験学習など、本当にいろんなことを多岐にわたりやっていたいておると思っておりますが、なかなかやっぱり中学生などの格差というものが非常に気になります。

こういうことを思いながら、中学校で補充学習があっているということでございますので、これをもっともっと充実したものにさせていただいたり、私が言いますボランティア塾に該当するようなものになればいいわけですから、そういうついていけない部分を補充する学習の場、そういうものを教育長に真剣に検討していただき、子供たちの能力を伸ばすようなことを検討し、実行していただきますようお願いをしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 子供たちに学力をつけるというのは、これは学校の第一義的な責任があるというふうに思っております。今、一番難しいのは何かといたら、子供たちに何のために勉強するのかということはどうわかってもらえるのかなというところでございます。そういったことで、吉井中もキャリアモデルに学ぶとか、将来の自分の姿をどう描いていくとか、そうい

ったところを取り入れたりもいたしております。しっかり学校でやれることをやって、子供たちに少しでも学力をつけていきたい。また、新しい指導法や新しい試みに挑戦しようとしているところもございますので、そういったことをしっかり応援してまいりたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 最後に、もう一つよろしいですか。10月からの補修学習というのは、これは浮羽町、吉井、やられてあるのでしょうか。それと、今後これを拡大しながらやっていく思いがあるのでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど申し上げましたが、この取り組みは浮羽中学校のほうで行っております。吉井中学校のほうは個別的な補充学習をしていただいているところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 各学校でやられているということですね。はい、わかりました。ぜひ、子供たちの学習意欲をそがないように、教育長にいろんな方法で対応していただくようお願いをしたいと思います。最後の意気込みを聞いて終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） なかなか難しいお尋ねでございますが、やっぱり学校は先生も元気で子供も元気と、そういった元気が地域の元気にもつながると思っておりますので、地域ともども元気に過ごせるように学校も頑張りたいと、また、頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

連絡します。あす12月9日は、議案審議及び付託議案の質疑を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時24分散会
